

付表1 (本文 1-1 関係) 建築基準法構造関係規定主要条文の改正経過

改正年 (施行)	法第 20 条	法第 36 条	法第 37 条	法第 38 条
制定時	建築物は、自重、積載荷重、積雪、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して安全な構造でなければならない。 2 第 6 条第 1 項第二号又は第三号に掲げる建築物に関する設計図書の作成にあたっては、構造計算によって、その構造が安全であることを確かめなければならない。	建築物の安全上必要な構造方法及び構造計算の方法、居室の採光面積、天井及び床の高さ、床の防湿方法、階段及び便所の構造、防火壁、防火区画、消火設備及び避雷設備の設置及び構造、給水、排水その他の配管設備の工法並びに煙突及び昇降機の構造に関して、この章の規定を実施し、又は補足するために安全上、防火上及び衛生上必要な技術的基準は、政令で定める。	建築物の基礎及び主要構造部に使用する鋼材、セメントその他の建築材料の品質は、建設大臣の指定する日本工業規格に適合するものでなければならない。	この章の規定又はこれに基く命令若しくは条例の規定は、その予想しない特殊の建築材料又は構造方法を用いる建築物については、建設大臣がその建築材料又は構造方法がこれらの規定によるものと同様以上の効力があると認める場合においては、適用しない。
1959 (昭和 34)		建築物の安全上必要な構造方法及び構造計算の方法、居室の採光面積、天井及び床の高さ、床の防湿方法、階段の構造、便所、防火壁、防火区画、消火設備、避雷設備及び給水、排水その他の配管設備の設置及び構造並びに煙突及び昇降機の構造に関して、この章の規定を実施し、又は補足するために安全上、防火上及び衛生上必要な技術的基準は、政令で定める。		
1971 (昭和 46)			建築物の基礎、主要構造部その他安全上、防火上又は衛生上重要である政令で定める部分に使用する鋼材、セメントその他の建築材料の品質は、建設大臣の指定する日本工業規格又は日本農林規格に適合するものでなければならない。	
2000 (平成 12)	建築物は、自重、積載荷重、積雪、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して安全な構造のものとして、次に定める基準に適合するものでなければならない。 一 建築物の安全上必要な構造方法に関して政令で定める技術的基準に適合すること。 二 次に掲げる建築物にあつては、前号に定めるもののほか、政令で定める基準に従った構造計算によって確かめられる安全性を有すること。 イ 第 6 条第 1 項第二号又は第三号に掲げる建築物 ロ イに掲げるもののほか、高さが 13 メートル又は軒の高さが 9 メートルを超える建	<部分削除>居室の採光面積、天井及び床の高さ、床の防湿方法、階段の構造、便所、防火壁、防火区画、消火設備、避雷設備及び給水、排水その他の配管設備の設置及び構造並びに煙突及び昇降機の構造に関して、この章の規定を実施し、又は補足するために安全上、	建築物の基礎、主要構造部その他安全上、防火上又は衛生上重要である政令で定める部分に使用する木材、鋼材、コンクリートその他の建築材料として建設大臣が定めるもの（以下この条において「指定建築材料」という。）は、次の各号の一に該当するものでなければならない。	<削除>

	<p>建築物で、その主要構造部（床、屋根及び階段を除く。）を石造、れんが造、コンクリートブロック造、無筋コンクリート造その他これらに類する構造としたもの</p> <p><第2項削除></p>	<p>防火上及び衛生上必要な技術的基準は、政令で定める。</p>	<p>一 その品質が、指定建築材料ごとに建設大臣の指定する日本工業規格又は日本農林規格に適合するもの</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、指定建築材料ごとに建設大臣が定める安全上、防火上又は衛生上必要な品質に関する技術的基準に適合するものであることについて建設大臣の認定を受けたもの</p>	
2001 (平成 13)		<p>居室の採光面積、天井及び床の高さ、床の防湿方法、階段の構造、便所、防火壁、防火区画、消火設備、避雷設備及び給水、排水その他の配管設備の設置及び構造並びに浄化槽、煙突及び昇降機の構造に関して、この章の規定を実施し、又は補足するために安全上、防火上及び衛生上必要な技術的基準は、政令で定める。</p>	<p>建築物の基礎、主要構造部その他安全上、防火上又は衛生上重要である政令で定める部分に使用する木材、鋼材、コンクリートその他の建築材料として国土交通大臣が定めるもの（以下この条において「指定建築材料」という。）は、次の各号の一に該当するものでなければならない。</p> <p>一 その品質が、指定建築材料ごとに建設大臣の指定する日本工業規格又は日本農林規格に適合するもの</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、指定建築材料ごとに国土交通大臣が定める安全上、防火上又は衛生上必要な品質に関する技術的基準に適合するものであることについて国土交通大臣の認定を受けたもの</p>	
2007 (平成 19)	<p>建築物は、自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して安全な構造のものとして、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に適合するものでなければならない。</p> <p>一 高さが 60 メートルを超える建築物 当該建築物の安全上必要な構造方法に関して政令で定める技術的基準に適合するものであること。この場合において、その構造方法は、荷重及び外力によって建築物の各部分に連続的に生ずる力及び変形を把握することその他の政令で定める基準に従った構造計算によって安全性が確かめられたものとして国土交通大臣の認定を受けたものであること。</p> <p>二 高さが 60 メートル以下の建築物のうち、第 6 条第 1 項第二号に掲げる建築物（高さが 13 メートル又は軒の高さが 9 メートルを超えるものに限る。）又は同項第三号に掲げる建築物（地階を除く階数が 4 以上である鉄骨造の建築物、高さが 20 メートルを超える鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物その他これらの建築物に準ずるものとして政令で定める建築物に限る。） 次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。</p> <p>イ 当該建築物の安全上必要な構造方法に関して政令で定める技術的基準に適合すること。この場合において、その構造方法は、地震力によって建築物の地上部分の各階に生ずる水平方向の変形を把握することその他の政令で定める基準に従った構造計算で、国土交通大臣が定めた方法によるもの又は国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるものによって確かめられる安全性を有すること。</p> <p>ロ 前号に定める基準に適合すること。</p>			

	<p>三 高さが60メートル以下の建築物のうち、第6条第1項第二号又は第三号に掲げる建築物その他その主要構造部（床、屋根及び階段を除く。）を石造、れんが造、コンクリートブロック造、無筋コンクリート造その他これらに類する構造とした建築物で高さが13メートル又は軒の高さが9メートルを超えるもの（前号に掲げる建築物を除く。）次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。</p> <p>イ 当該建築物の安全上必要な構造方法に関して政令で定める技術的基準に適合すること。この場合において、その構造方法は、構造耐力上主要な部分ごとに応力度が許容応力度を超えないことを確かめることその他の政令で定める基準に従った構造計算で、国土交通大臣が定めた方法によるもの又は国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるものによって確かめられる安全性を有すること。</p> <p>ロ 前二号に定める基準のいずれかに適合すること。</p> <p>四 前3号に掲げる建築物以外の建築物 次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。</p> <p>イ 当該建築物の安全上必要な構造方法に関して政令で定める技術的基準に適合すること。</p> <p>ロ 前3号に定める基準のいずれかに適合すること。</p>			
--	--	--	--	--

付表 2 (本文 3-3(2) 関係) 構造材料の品質に関する規定の改正経緯

条・項・号	対象記述					要求記述	改正経緯					
	建築物	部材		材料			S25	S34	S46	S56	H12	H19
		部材種別	その他条件	材料 1	材料 2							
(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)							
74-1-1 74-2	小			コンクリート	①大臣が指定する強度試験(JIS A1108・A1107)による四週圧縮強度が②12N/mm ² 以上 ③(軽量骨材使用なら 9N/mm ² 以上)	① 水セメント比により計算又は JISA1108 による	改 JIS A1108 による	改 大臣が指定する JIS (A1108・A1107 ⁱⁱ) の強度試験による	→	改(現行)	→	
						② 90kg/cm ² 以上	改 120kg/cm ² 以上	→	改(現行)	→		
						③ -	追 軽量骨材使用なら 90kg/cm ² 以上	→	改(現行)	→		
74-1-2					①大臣が指定する強度試験(JIS A1108・A1107)による ②強度と設計基準強度との関係が大臣が定める基準 ⁱⁱⁱ に適合	①			新 大臣が指定する JIS (A1108・A1107 ^{iv}) の強度試験による	改(現行)	→	
					②				新(現行)	→	→	
74-3					打上りが均質で①密実になり必要な強度が得られるように調合を定める	① 密実になる	→	→	改(現行)	→	→	
72-1-1				①骨材	鉄筋をさびさせ、又はコンクリートの②凝結及び硬化を妨げるような酸、塩、有機物又は泥土を含まない	① 砂・砂利・砕石	改(現行)	→	→	→	→	
						② 凝結	→	改(現行)	→	→	→	
72-1-2				①骨材	② 鉄筋相互間及び鉄筋とせき板との間を容易に通る大きさ	① 砂利・砕石	改(現行)	→	→	→	→	
						② 硬質かつ	改(現行(削除))					
72-1-3				骨材	①適切な粒度及び粒形で、②当該コンクリートに必要な強度、耐久性及び耐火性が得られる	①			新(現行)	→	→	
						②		新 コンクリートに必要な強度を有する	改(現行)	→	→	
72-1-1				水・	鉄筋をさびさせ、又はコンクリートの①凝結及び硬化を妨げるような酸、塩、有機物又は泥土を含まない	① 凝結	→	改(現行)	→	→	→	
72-1-1				①混和材料	鉄筋をさびさせ、又はコンクリートの②凝結及び硬化を妨げるような酸、塩、有機物又は泥土を含まない	①	新 混和剤			改(現行)	→	
						②	新 凝結	改(現行)	→	→	→	
法 37			①構造耐力上主要な部分	②コンクリート	③品質が大臣が指定する JIS (JIS A5308 ^v) に適合するか、大臣認定を受けたもの	① 基礎・主要構造部	→	→	→	改(現行)	→	
						② セメント	→	→	→	改(現行)	→	
						③ 品質が大臣が指定する JIS (R5210・R5211・R5212 ^{vi}) に適合	→	→	→	改(現行)	→	
法 37			構造耐力上主要な部分	鉄筋	品質が大臣が指定する JIS (G3112 又は G3117 ^{vii}) に適合するか、大臣認定を受けたもの					新(現行)	→	
90 ^{viii}	構造計算を要する		構造耐力上主要な部分	鉄筋	JIS G3112 の① SR235・SR295・SD295A・SD295B・SD345・SD390、JIS G3117 の② SRR235・SDR235 ^{ix} 、径 4mm 以上の溶接金網	① S28-35 ³⁸ 告 JIS G3110 の SSD39・SRD39・SSD49・SRD49 ^x	S35-46 ³⁸ 告 JIS G3101 の SS49、JIS G3110 の SSD49・SRD49 ^{xi}	S46-55 ³⁸ 告 JIS G3112 の SR30・SD30・SD40・SDC40、JIS G3551 の溶接金網 ⁱⁱ	新 SR24・SR30・SD24・SD30・SD35・SD40 ^{xiii} H2 改 ^{xiv} (現行)	→	→	
						② S26-35 ³⁸ 告所定の基準を満たす再生棒鋼 ^v	S35-46 ³⁸ 告 JIS G3111 の SRB49(同上)	S46-55 ³⁸ 告 JIS G3117 の SRR40(同上)	新 SRR24・SRR40・SDR24 H2 改(現行)	→	→	

付表 2 から 6 まで共通の注:
 ・^{iv}: 高さ 4m 以下 30m² 以下の小規模建築物に不適用、^v: 限界耐力計算等の場合不適用、^{vi}: 保有耐力計算の場合不適用(建築物の区分については、改正経緯は省略 (^{ix}は H12 改正で、^xは H19 改正で規定された))
 ・①、②等: 改正箇所 ; ⁱⁱⁱ: 要求規定の新設、^{iv}: 改正、^v: 規定の追加 ; (*)等: 同一内容
 ・H19 の適用除外規定の削除は、それらの規定が保有水平耐力計算により適用除外となったことに伴うもの
 ・³⁸ 告(イタリック体): 法第 38 条に基づく大臣告示

-
- i 昭 56 建告第 1102 号 (平 12 建告第 1452 号により一部改正)
 - ii 昭 45 建告第 1834 号
 - iii 昭 56 建告第 1102 号
 - iv 昭 56 建告第 1102 号
 - v 平 12 建告第 1446 号
 - vi 昭 26 建告第 26 号
 - vii 平 12 建告第 1446 号
 - viii 構造計算用の許容応力度が与えられる鉄筋の品質条件を記載
 - ix 平 12 建告第 2464 号
 - x 法第 38 条に基づく昭 28 建告第 1467 号
 - xi 法第 38 条に基づく昭 35 建告第 221 号
 - xii 法第 38 条に基づく昭 46 建告第 2055 号
 - xiii 昭 55 建告第 1794 号
 - xiv 平 2 建告第 2019 号による昭 55 建告第 1794 号の改正
 - xv 法第 38 条に基づく昭 25 建告第 992 号

付表 3 (本文 3-3(3)関係) 鉄筋の継手・定着に関する規定の改正経緯

条・項・号	対象記述					要求記述	改正経緯					
	建築物	部材		材料			S25	S34	S46	S56	H12	H19
		部材種別	その他条件	材料 1	材料 2							
(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)							
73-1	小 限 保	下記以外		鉄筋	末端をかぎ状に折り曲げて、コンクリートから抜け出ないように定着 ①異形鉄筋とすれば不適用 ②_	(現行)	→	→	→	→	→	
						①		追(現行)	→	→	→	
						②				追実験・付着力考慮の構造計算による安全確認で不適用(*)	改大臣が定める構造計算による安全確認で不適用(**)	改(現行(削除)) (***)
	柱・はり (基礎 はり以外)	出隅部分	上記以外	鉄筋	末端をかぎ状に折り曲げて、コンクリートから抜け出ないように定着 ①_	(現行)	→	→	→	→	→	
		①						追(*)	改(**)	改(***)		
	煙突			鉄筋	末端をかぎ状に折り曲げて、コンクリートから抜け出ないように定着 ①_	(現行)	→	→	→	→	→	
						①			追(*)	改(**)	改(***)	
73-2 73-4	(柱・はり等)	構造部材の引張り最小部	上記以外	主筋	継手の重ね長さは主筋等の径(径の異なる主筋等をつなぐ場合にあっては、細い主筋等の径)の 25 倍①(軽量骨材使用なら 30 倍)以上 ②大臣が定めた構造方法を用いれば不適用 ③_	(現行)	→	→	→	→	→	
						①		追(現行)	→	→	→	
		②								追(現行)		
		③					追(*)		改(**)	改(***)		
	耐力壁	構造部材の引張り最小部	上記以外	主筋	継手の重ね長さは主筋等の径(径の異なる主筋等をつなぐ場合にあっては、細い主筋等の径)の 25 倍①(軽量骨材使用なら 30 倍)以上 ②大臣が定めた構造方法を用いれば不適用 ③_	(現行)	→	→	→	→	→	
①							追(現行)	→	→	→		
	耐力壁	構造部材の引張り最小部	上記以外	主筋	継手の重ね長さは主筋等の径(径の異なる主筋等をつなぐ場合にあっては、細い主筋等の径)の 25 倍①(軽量骨材使用なら 30 倍)以上 ②大臣が定めた構造方法を用いれば不適用 ③_	(現行)	→	→	→	→	→	
①							追(現行)	→	→	→		
	耐力壁	構造部材の引張り最小部	上記以外	主筋	継手の重ね長さは主筋等の径(径の異なる主筋等をつなぐ場合にあっては、細い主筋等の径)の 25 倍①(軽量骨材使用なら 30 倍)以上 ②大臣が定めた構造方法を用いれば不適用 ③_	(現行)	→	→	→	→	→	
						①		追(現行)	→	→	→	
	耐力壁	構造部材の引張り最小部	上記以外	主筋	継手の重ね長さは主筋等の径(径の異なる主筋等をつなぐ場合にあっては、細い主筋等の径)の 25 倍①(軽量骨材使用なら 30 倍)以上 ②大臣が定めた構造方法を用いれば不適用 ③_	(現行)	→	→	→	→	→	
						①		追(現行)	→	→	→	
	耐力壁	構造部材の引張り最小部	上記以外	主筋	継手の重ね長さは主筋等の径(径の異なる主筋等をつなぐ場合にあっては、細い主筋等の径)の 25 倍①(軽量骨材使用なら 30 倍)以上 ②大臣が定めた構造方法を用いれば不適用 ③_	(現行)	→	→	→	→	→	
						①		追(現行)	→	→	→	
73-3 73-4	柱に取り付けるはり			引張鉄筋	柱に定着される部分の長さはその径の40倍①(軽量骨材使用なら 50 倍)以上 柱の主筋に溶接すれば不適用 ②_	(現行)	→	→	→	→	→	
						①		追(現行)	→	→	→	
	柱に取り付けるはり			引張鉄筋	柱に定着される部分の長さはその径の40倍①(軽量骨材使用なら 50 倍)以上 柱の主筋に溶接すれば不適用 ②_	(現行)	→	→	→	→	→	
						②		追(*)	→	→	改(**)	改(***)

注 1) 建築基準法第 38 条に基づく昭 26 建告第 992 号により、再生棒鋼を用いた場合の施行令第 73 条第 1 項・第 2 項の特例の規定あり(1959 年(昭和 34 年)まで適用)

2) 建築基準法第 38 条に基づく昭 28 建告第 1467 号により、異形鉄筋を用いた場合の施行令第 73 条の特例の規定あり(1959 年(昭和 34 年)まで適用)

付表 4 (本文 3-3(4)関係) 構造部材の構造方法に関する規定の改正経緯

条・項・ 号 ^{xvi}	対象記述					要求記述	改正経緯									
	建築物	部材		材料			S25	S34	S46	S56	H12・H15 ^{xvii}	H19				
		部材種別	その他条件	材料 1	材料 2											
(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)											
77-1-1	小 限	構造 耐力 上 主 要 な 部 分	柱	鉄筋	主筋	4 本以上	(現行)	→	→	→	→	→				
77-1-2						帯筋と緊結	①_	①	(現行)	→	→	→	→	→	追大臣が定める構造計算による安全確認で不適用(**)	改(現行(削除)) (***)
77-1-3							帯筋	①径は、6mm 以上	①			新(現行)	→	→	→	→
77-1-3						②_		②				追構造計算・実験による安全確認で不適用(*)	改(**)	改(***)		
77-1-3						間隔は、①15cm(柱に接着する横架材から上下に柱小径の 2 倍以内の部分は 10cm)以下、かつ、最も細い主筋の径の 15 倍以下	①	30cm 以下	→	改(現行)	→	→	→	→	→	→
77-1-4						②_	②					追(*)	改(**)	改(***)		
77-1-4	①大臣が定める方法により算出した帯筋比は、0.2% 以上	①					新(現行)	→	→	→	→					
77-1-5	②_	②					新(*)	改(**)	改(***)							
77-1-5	小 限 保	構造 耐力 上 主 要 な 部 分	はり			柱の小径は、その構造耐力上主要な支点間の距離の 1/15 以上	(現行)	→	→	→	→	→				
77-1-6						①_	①	柱の有効細長比を考慮した構造計算による安全確認で不適用	→	→	改(*)	改(**)	改(***)			
77-1-6	小 限 保	構造 耐力 上 主 要 な 部 分	はり		主筋	断面積の和は、コンクリートの①断面積の 0.8%以上	①	必要断面積	→	→	改(現行)	→				
78						②_	②			追(*)	改(**)	改(***)				
78	小 限 保	構造 耐力 上 主 要 な 部 分	はり			複筋ばりとする	(現行)									
78						①_	①			追PC造はりの部材の接合部は、構造計算・実験による安全確認で不適用(****)	改PC造はりの部材の接合部は、大臣が定める構造計算による安全確認で不適用(*****)	改(***)				
78	小 限 保	構造 耐力 上 主 要 な 部 分	はり	鉄筋	あばら筋	はりの丈の 3/4①(臥梁は 30cm)以下の間隔で配置	(現行)									
77の 2-1-1						②_	②			追(現行)						
77の 2-1-2	小 限	構造 耐力 上 主 要 な 部 分	床版			厚さは、8cm 以上とし、かつ、短辺方向における有効張り間長さの 1/40 以上				新(現行)	→	→				
77の 2-1-2						①令第 82 条第 4 号の構造計算による振動・変形による使用上の支障防止確認で不適用	①			新構造計算・実験による振動・変形による使用上の支障防止確認で不適用	→	→	改(現行)	→		
77の 2-1-2	小 限	構造 耐力 上 主 要 な 部 分	床版	最大曲げモーメントを受ける部分	鉄筋	引張鉄筋	間隔は、短辺方向 20cm 以下、長辺方向 30cm 以下で、かつ、床版の厚さの 3 倍以下				新(現行)	→	→			
77の 2-1-2							①令第 82 条第 4 号の構造計算による振動・変形による使用上の支障防止確認で不適用	①			新構造計算・実験による振動・変形による使用上の支障防止確認で不適用	→	→	改(現行)	→	

77 の 2-2-1	小 限 保		プレキャスト RC 造			周囲のはり等との接合部は、その部分の存在応力を伝えることができる	①					新(現行)	→	→
												新(*)	改(**)	改(***)
77 の 2-2-2						2 以上の部材の組合せによるものは、部材相互を緊結	①					新(現行)	→	→
						①						新(*)	改(**)	改(***)
78 の 2-1-1	小 限		耐力壁			厚さは、12cm 以上						新(現行)	→	→
78 の 2-1-2			開口部周囲			径 12mm 以上の補強筋を配置						新(現行)	→	→
78 の 2-1-3	小 限 保			鉄筋	下記以外	径 9mm 以上の鉄筋を縦横に 30cm (複配筋なら 45cm) (平家建なら 35cm (複配筋なら 50cm)) 以下の間隔で配置	①					新(現行)	→	→
						①						新(*)	改(**)	改(***)
78 の 2-1-4	小 限					周囲の柱及びはりとの接合部は、その部分の存在応力を伝える						新(現行)	→	→
78 の 2-2-1	小 限	壁式構造				長さは、45cm 以上						新(現行)	→	→
78 の 2-2-2			端部・隅角部	鉄筋		径 12mm 以上の鉄筋を縦に配置						新(現行)	→	→
78 の 2-2-3						頂部及び脚部を当該耐力壁の厚さ以上の幅の壁ばり (最下階の耐力壁の脚部にあつては、布基礎又は基礎ばり) に緊結し、耐力壁の存在応力を相互に伝える						新(現行)	→	→

注: 建築基準法第 38 条に基づく昭 46 建告第 2056 号により、施行令第 77 条第 2 号 (現在の第 3 号に相当) の特例の規定あり (1981 年 (昭和 56 年) まで適用)

xvi 「号」の番号が改正されている規定があるが、その改正経緯は省略

xvii 令第 77 条第 1 項第 2 号の改正のみ H15

付表 5 (本文 3-3(5)関係) 鉄筋のかぶり厚さに関する規定の改正経緯

条・項・号	対象記述					要求記述	改正経緯						
	建築物	部材		材料			S25	S34	S46	S56	H12	H17	H19
		部材種別	その他条件	材料1	材料2								
(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)								
79-1 79-2		耐力壁以外の壁・床	直接土に接しない			鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さは 2cm 以上 ①同等以上の耐久性・強度を有するとして大臣が定めた構造方法 ^{xviii} を用いる部材・大臣の認定を受けた部材には不適用(*)	(現行)	→	→	→	→	→	→
		耐力壁・柱・はり	直接土に接しない			鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さは 3cm 以上 ① ②(*)	(現行)	→	→	→	→	→	→
		壁・柱・床・はり	直接土に接する			鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さは 4cm 以上 ①(*)	(現行)	→	→	→	→	→	→
		基礎				鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さは捨てコンクリート部分を除き 6cm 以上 ①布基礎の立上り部分は 4cm 以上 ②(*)	(現行)	→	→	→	→	→	→
							①				追(現行)	→	→
							②				追(**)	改(現行)	→
							①				追(**)	改(現行)	→
							②				追(**)	改(現行)	→

xviii 平 13 国交告第 1371 号 (平 13 国交告第 567 号により一部改正)

xix 平 13 国交告第 1371 号

付表 6 (本文 3-3(6)関係) 工事の施工方法に関する規定の改正経緯

条・項・号	対象記述					要求記述	改正経緯						
	建築物	部材		材料			S25	S34	S46	S56	H12	H19	
		部材種別	その他条件	材料1	材料2								
(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)								
75				コンクリート		打込み中・打込み後 5 日間は温度2度以上とし、乾燥・震動等により凝結・硬化が妨げられないようにする ①凝結・硬化を促進するための特別の措置を講ずれば不適用	(現行)	→	→	→	→	→	
76-1 76-2	小	①型枠・支柱	②構造耐力上主要な部分に係る部分			③コンクリートが自重・施工中の荷重により著しい変形・ひび割れ等の損傷を受けない強度になるまで取り外さない ④ ⑤必要な技術基準を大臣が定める ^{xx}	①				改(現行)	→	→
							②				改(現行)	→	→
							③				改(現行)	→	→
							④				改(現行(削除))		
							⑤				追(現行)	→	→

xx 昭 46 建告第 110 号

付表 7 (本文 3-3 関係) 建築基準法・同施行令における鉄筋コンクリート造の構造方法基準等の記述内容の変遷^{xxi, xxii, xxiii}

区分	1950 (S25)		1959 (S34)・1964 (S39)		1971 (S46)		1981 (S56)		2000 (H12)、2003 (H15) ^{xxiv} 、2005 (H17) ^{xxv}		2007 (H19)	
	条・項・号	内容	条・項・号	内容	条・項・号	内容	条・項・号	内容	条・項・号	内容	条・項・号	内容
適用の範囲	71-1	・この節の規定は、鉄筋コンクリート造建築物・鉄骨鉄筋コンクリート造建築物・これらとその他の構造とを併用する建築物の鉄筋コンクリート造の構造部分に適用		(同左)		(同左)		・この節の規定は、鉄筋コンクリート造建築物・ 鉄骨鉄筋コンクリート造建築物 ・これらとその他の構造とを併用する建築物の鉄筋コンクリート造の構造部分に適用		(同左)		(同左)
	71-2	・高さ 4m 以下かつ延べ面積 30m ² 以下の建築物・高さ 3m 以下の塀には、72 条・75 条・79 条のみ適用		(同左)		(同左)		(同左)		(同左)		(同左)
コンクリートの材料	72-1-1	・コンクリートの砂・砂利・碎石、水は、鉄筋をさびさせ、コンクリートの凝結を妨げる酸、塩、有機物、泥土を含まない		・コンクリートの骨材・水・混和剤は、鉄筋をさびさせ、コンクリートの凝結を妨げる酸、塩、有機物、泥土を含まない		・コンクリートの骨材・水・混和剤は、鉄筋をさびさせ、コンクリートの凝結・硬化を妨げる酸、塩、有機物、泥土を含まない		・コンクリートの骨材・水・混和材料は、鉄筋をさびさせ、コンクリートの凝結・硬化を妨げる酸、塩、有機物、泥土を含まない		(同左)		(同左)
	72-1-2	・コンクリートの砂利・碎石は、硬質かつ鉄筋相互間、鉄筋とせき板の間を容易に通る大きさとする		・コンクリートの骨材は、 硬質かつ 鉄筋相互間、鉄筋とせき板の間を容易に通る大きさとする		・コンクリートの骨材は、鉄筋相互間、鉄筋とせき板の間を容易に通る大きさとする		・(同左) ・ コンクリートの骨材は、必要な強度を有する		(同左)		(同左)
							72-1-3	・コンクリートの骨材は、適切な粒度・粒形のもので、コンクリートに必要な強度・耐久性・耐火性が得られるものとする		(同左)		(同左)
鉄筋の継手・定着	73-1	・鉄筋の末端は鉤状に折り曲げて抜け出ないように定着 ^小		・(同左) ・異形鉄筋(柱・基礎ばり以外のはりの出すみ部分と煙突を除く)は不適用		(同左)		(同左)		(同左) 時・限		(同左) 保
	73-2	・主筋の継手は、引張力の最も小さい部分に設け、継手重ね長さは、溶接を除き、径の25倍以上 ^小 ・引張力の最も小さい部分に設けることができない場合は径の40倍以上 ^小		(同左)		(同左)		・主筋等(耐力壁の鉄筋を含む)の継手は、引張力の最も小さい部分に設け、継手重ね長さは、溶接を除き、径の25倍以上 ^小 ・引張力の最も小さい部分に設けることができない場合は径の40倍以上 ^小		・主筋等の継手の重ね長さは、引張力の最も小さい部分では径の25倍以上、その他は径の40倍以上 ^小 時・限 ・大臣が定めた構造方法を用いる継手には不適用		(同左) 保
	73-3	・柱に取り付けるはりの引張り鉄筋は、柱の主筋に溶接、または定着長さを径の40倍以上 ^小		(同左)		(同左)		(同左)		(同左) 時・限		(同左) 保
			73-4	・軽量骨材を使用する RC 造は、2 項、3 項の 25 倍を 30 倍、40 倍を 50 倍とする ^小		(同左)		(同左)		(同左) 時・限		(同左) 保
			73-5	・2 項から 4 項は、実験又は付着力を考慮した構造計算で安全が確認されれば不適用		(同左)		・1 項から 4 項は、実験又は付着力を考慮した構造計算で安全が確認されれば不適用		・1 項から 4 項は、大臣が定める基準に従った構造計算で構造耐力上安全が確かめられれば不適用		・1 項から 4 項は、大臣が定める基準に従った構造計算で構造耐力上安全が確かめられれば不適用
コンクリートの強度 ^{xxvii}	74-1	・コンクリートの 4 週圧縮強度は 90kg/c m ² 以上 ^小		・コンクリートの 4 週圧縮強度は 120 (軽量骨材を使用する場合 90) kg/c m ² 以上 ^小		(同左)	74-1-1	(同左)		・コンクリートの 4 週圧縮強度は 12 (軽量骨材を使用する場合 9) N/m m ² 以上 ^小		(同左)
							74-1-2	・コンクリート強度は設計基準強度との関係において大臣の定める基準に適		(同左)		(同左)

							合小				
	74-2	・コンクリートの水セメント比は、ポルトランドセメントは 0.85K/(F+0.64K)、早強ポルトランドセメントは 0.47K/(F+0.05K)、高炉・シリカセメントは 1.4K/(F+1.48K)以下 ^{xxviii} 小 ・JIS A1108 による強度試験によって定める場合、不適用		・1項の4週圧縮強度は JIS A1108 による強度試験による		・1項の4週圧縮強度は大臣の指定する JIS ^{xxix} による強度試験による		・1項の強度は大臣の指定する JIS による強度試験による		(同左)	
	74-3	・コンクリートの調合は打上がりが均質で密実になるよう定める小	(同左)	(同左)	(同左)	・コンクリートの調合は打上がりが均質で密実になり必要な強度が得られるよう定める小		(同左)		(同左)	
コンクリートの養生	75	・コンクリートは、打込中・打込後5日間は温度2度以上とし、乾燥、震動等により凝結・硬化が妨げられないように養生する	(同左)	(同左)	(同左)	・(同左) ・凝結・硬化を促進するための特別な措置で不適用		(同左)		(同左)	
型枠・支柱の除去 ^{xxx}	76-1	・構造耐力上主要な部分であるはり・床版の下の仮わくの支柱は、コンクリート打込み後6週間(屋根版・直上に階がない場合は4週間)経過するまで取り外さない小	76-1	・構造耐力上主要な部分であるはり・床版の下の型わくの支柱は、コンクリート打込み後6週間(屋根版・直上に階がない場合は4週間)経過するまで取り外さない小 ・構造耐力上主要な部分である屋根版の下の仮わくの支柱は、コンクリート打込み後4週間)経過するまで取り外さない小 ・強度試験により構造耐力上支障ないことが確認されれば不適用	76-1	・構造耐力上主要な部分に係る型わく、支柱は、コンクリートが自重、施工中の荷重により著しい変形、ひび割れ等の損傷を受けない強度になるまで取り外さない小	(同左)	(同左)		(同左)	
	76-2	・1項の規定は、早強ポルトランドセメントを使用した場合、1/2 以上経過し建築主事が構造耐力上支障ないと認め承認した場合は不適用	76-2	・1項の規定は、早強ポルトランドセメントを使用した場合、1/2 以上経過し建築主事が構造耐力上支障ないと認め承認した場合は不適用	76-2	・1項に関し必要な技術基準は大臣が定める ^{xxxi}	(同左)	(同左)		(同左)	
柱の構造	77-1-1	・構造耐力上主要な部分の柱の主筋は4本以上小 ・構造耐力上主要な部分の柱の主筋は帯筋と緊結小	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)	・(同左)時・限 ・構造耐力上主要な部分の柱の主筋は帯筋と緊結小		(同左)	
								77-1-2	・構造耐力上主要な部分の柱の主筋は帯筋と緊結小 時・限	(同左) 保	
	77-1-2	・構造耐力上主要な部分の柱の帯筋の間隔は 30cm かつ最も細い主筋径の15倍以下小	(同左)	(同左)	・構造耐力上主要な部分の柱の帯筋の径は 6mm 以上、間隔は 15 (壁、横架材の上下の小径の 2 倍以内の部分)は 10) cm かつ最も細い主筋径の 1.5 倍以下 ^{xxxii} 小	(同左)	(同左)	77-1-3	(同左) 時・限	(同左) 保	
	77-1-3	・構造耐力上主要な部分の柱の小径は構造耐力上主要な支点間距離の1/15以上小 ・柱の有効細長比を考慮した構造計算で構造耐力上安全が確かめられれば不適用	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)	77-1-3	・構造耐力上主要な部分の柱の大臣が定める方法により算出した帯筋比は、0.2%以上小	77-1-4	(同左) 時・限	(同左) 保
	77-1-4	・構造耐力上主要な部分の柱の主筋断面積の和はコンクリート断面積(必要断面積)の0.8%以上小	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)	77-1-4	・構造耐力上主要な部分の柱の小径は構造耐力上主要な支点間距離の1/15以上小 ・柱の有効細長比を考慮した構造計算で構造耐力上安全が確かめられれば不適用	77-1-5	(同左) 時・限	(同左) 保
							77-1-5	・構造耐力上主要な部分の柱の主筋断面積の和はコンクリート断面積(必要断面	77-1-6	(同左) 時・限	(同左) 保

									積)の0.8%以上小			
							77-1	・2号から5号は、構造計算又は実験により構造耐力上安全が確かめられれば不適用		・2号から6号は、大臣が定める基準に従った構造計算又は実験により構造耐力上安全が確かめられれば不適用		・2号から6号は、大臣が定める基準に従った構造計算により構造耐力上安全が確かめられれば不適用
床版の構造				77の2-1-1	・構造耐力上主要な部分である現場打ちコンクリートの床版の厚さは8cm以上かつ短辺方向有効張り間長さの1/40以上小			・構造耐力上主要な部分である現場打ちコンクリートの床版の厚さは8cm以上かつ短辺方向有効張り間長さの1/40以上小		(同左) 時・限		(同左)
				77の2-1-2	・構造耐力上主要な部分である現場打ちコンクリートの床版の最大曲げ M 部の引張鉄筋間隔は短辺方向20cm以下、長辺方向30cm以下、かつ、厚さの3倍以下小			・構造耐力上主要な部分である現場打ちコンクリートの床版の最大曲げ M 部の引張鉄筋間隔は短辺方向20cm以下、長辺方向30cm以下、かつ、厚さの3倍以下小		(同左) 時・限		(同左)
				77の2-1	・1号・2号は、構造計算又は実験によって振動・変形による使用上の支障が起らないと確かめられれば不適用			(同左)		・1号・2号は、第82条第4号の構造計算又は実験によって振動・変形による使用上の支障が起らないと確かめられれば不適用		(同左)
							77の2-2-1	・構造耐力上主要な部分であるPC造床版は、周囲のはり等との接合部が存在応力を伝達可能小		(同左) 時・限		(同左) 保
							77の2-2-2	・構造耐力上主要な部分であるPC造床版の組合せ部材は相互を緊結小		(同左) 時・限		(同左) 保
							77の2-2	・1号・2号は、構造計算又は実験によって構造耐力上安全が確かめられれば不適用		・1号・2号は、大臣の定める構造計算又は実験によって構造耐力上安全が確かめられれば不適用		・1号・2号は、大臣の定める構造計算によって構造耐力上安全が確かめられれば不適用
はりの構造	78	・構造耐力上主要な部分のはりは、複筋ばりとする小 ・構造耐力上主要な部分のはりには、あばら筋をはりの丈の3/4以下(臥梁は30cm)以下の間隔で配置小			(同左) ・(同左) ・構造耐力上主要な部分のはりには、あばら筋をはりの丈の3/4(臥梁は30cm)以下の間隔で配置小		(同左)	・(同左) ・(同左) ・PC造はりで2以上の部材を組合せたものの接合部は、構造計算又は実験によって構造耐力上安全が確かめられれば不適用		・(同左) 時・限 ・(同左) 時・限 ・PC造はりで2以上の部材を組合せたものの接合部は、大臣の定める構造計算又は実験によって構造耐力上安全が確かめられれば不適用		・(同左) 保 ^{xxxx} ・(同左) 保 ^{xx} ・PC造はりで2以上の部材を組合せたものの接合部は、大臣の定める構造計算によって構造耐力上安全が確かめられれば不適用
耐力壁							78の2-1-1	・耐力壁の厚さは12cm以上小		(同左) 時・限		(同左)
							78の2-1-2	・耐力壁の開口部周囲に径12mm以上の補強筋を配置小		(同左) 時・限		(同左)
							78の2-1-3	・耐力壁には径9mm以上の鉄筋を縦横に30(複配筋は45)cm以下の間隔で配置小 ・平家建は35(複配筋は50)cm以下 ・構造計算又は実験によって構造耐力上安全が確かめられれば不適用		・(同左) 時・限 ・(同左) 時・限 ・大臣の定める構造計算又は実験によって構造耐力上安全が確かめられれば不適用		・(同左) 保 ・(同左) 保 ・大臣の定める構造計算によって構造耐力上安全が確かめられれば不適用
							78の2-1-4	・耐力壁の周囲の柱・はりとの接合部は存在応力を伝達小		(同左) 時・限		(同左)
							78の2-2-1	・壁式構造の耐力壁の長さは45cm以上小		(同左) 時・限		(同左)
							78の2-2-2	・壁式構造の耐力壁は、端部・隅角部に径12mm以上の鉄筋を縦に配置小		(同左) 時・限		(同左)
						78の2-2-3	・壁式構造の耐力壁は、頂部・脚部を壁の		(同左) 時・限		(同左)	

								厚さ以上の幅の壁ばり(最下階は布基礎又は基礎ばり)に緊結し、存在応力を相互に伝達小				
鉄筋のかぶり厚さ	79	・鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さは、壁・床は2cm、耐力壁・柱・はりは3cm(屋内に面し鉄筋の耐久性上有効な仕上げをすれば2cm)、直接土に接する壁・柱・床・はりは4cm、基礎は捨コンクリート部分を除き6cm以上		・鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さは、壁・床は2cm、耐力壁・柱・はりは3cm(屋内に面し鉄筋の耐久性上有効な仕上げをすれば2cm)、直接土に接する壁・柱・床・はりは4cm、基礎は捨コンクリート部分を除き6cm以上	(同左)			・鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さは、壁・床は2cm、耐力壁・柱・はりは3cm、直接土に接する壁・柱・床・はり・布基礎の立上り部分は4cm、基礎(布基礎立上り部分以外)は捨コンクリート部分を除き6cm以上	79-1	(同左)		(同左)
									79-2	・【2000】1項の規定は、PC造で大臣が定める構造方法を用いれば不適用 ・【2005】1項の規定は、同等以上の耐久性・強度を有するとして大臣が定める構造方法を用いるか大臣認定を受けた部材には不適用		(同左)
鉄筋の許容応力度	90-1	・鉄筋コンクリート造に使用する鉄筋の長期圧縮・引張りの許容応力度は1600kg/cm ² 。短期は長期の1.5倍 ^{xxxiv}	(同左) xxxv		(同左) xxxvi		90-1-2	・丸鋼の長期圧縮・引張りの許容応力度はF/1.5kg/cm ² (圧縮・せん断補強引張り1600以下、その他の引張り2000以下)。短期はFkg/cm ² (せん断補強以外の引張り3000以下) ・異形鉄筋の場合、長期の圧縮・せん断補強引張り2200(径28mm超の場合2000)以下、その他の引張り2000以下；短期のせん断補強以外の引張り4000以下		・丸鋼の長期圧縮・引張りの許容応力度はF/1.5N/mm ² (圧縮・せん断補強引張り155以下、その他の引張り195以下)。短期はN/mm ² (せん断補強以外の引張り295以下) ・異形鉄筋の場合、長期の圧縮・せん断補強引張り215(径28mm超の場合195)以下、その他の引張り195以下；短期のせん断補強以外の引張り390以下		(同左)
コンクリートの許容応力度	91	・コンクリートの長期の圧縮の許容応力度はF(4週圧縮強度)1/3かつ70kg/cm ² 以下、引張り・せん断は圧縮の1/10、付着 ^{xxxvii} は7kg/cm ² 。短期は長期の2倍	91-1	・コンクリートの長期の圧縮の許容応力度はF(4週圧縮強度)1/3かつ70kg/cm ² 以下、引張り・せん断は圧縮の1/10、付着は7(軽量骨材を使用すれば6)kg/cm ² 。短期は長期の2倍 ・付着は実験・計算で確かめられた数値としても可	(同左)			・コンクリートの長期の圧縮の許容応力度はF(設計基準強度)1/3、引張り・せん断はF/30、付着は7(軽量骨材を使用すれば6)kg/cm ² 。短期は長期の2倍 ・付着は実験・計算で確かめられた数値としても可		・コンクリートの長期の圧縮の許容応力度はF(設計基準強度)1/3、引張り・せん断はF/30(Fが21を超えるものについて大臣が異なる数値を定めればその数値)、付着は0.7(軽量骨材を使用すれば0.6)N/mm ² 。短期は長期の2倍(引張り・せん断についてFが21を超えるものについて大臣が異なる数値を定めればその数値) ・異形鉄筋の付着は大臣が定めた数値としても可		(同左)
			91-2	・長期圧縮許容応力度について特定行政庁が規則で上限を定めた場合、F/3がそれを超えてもその数値	(同左)			・設計基準強度Fについて特定行政庁が規則で上限を定めた場合、Fがそれを超えてもその数値		(同左)		(同左)
建築材料の品質 ^{xxxviii}	法37等 ^{xxxix}	・基礎・主要構造部に用いるセメントは、その品質が大臣の指定するJIS等(JIS R5210(ポルトランドセメント)、JIS R5211(高炉セメント)、JIS R5212(シリカセメント)) ^{xli} に適合するものとする	(同左)		(同左)		(同左) xli			・構造耐力上主要な部分等に用いる鉄筋は、その品質が大臣が指定するJIS(JIS G3112又はG3117)に適合するか、大臣認定を受けたものとする ・構造耐力上主要な部分等に用いるコンクリートは、その品質が大臣が指定するJIS(JIS A5308)に適合するか、大臣認定を受けたものとする		(同左)

xxi 小規模（高さ≤4m、延べ面積≤30m²等）に適用されないものを小、時刻歴応答解析・限界耐力計算等で適用されないもの（耐久性等関係規定以外のもの）を時・限、保有水平耐力計算で適用されないものを保で示す。

xxii 表現は、同趣旨となる範囲で適宜簡略化・変更している。また、内容を伴わない改正（漢字使い、送り仮名使い、温度の摂氏の有無等）は無視している。

xxiii 改正・追加された個所には下線を付す。削除部分は、取消し線を付して示す。

xxiv 2003年改正は、第77条のみ（「構造計算又は実験により」から「大臣が定める基準に従った構造計算により」への改正は2000年）

xxv 2005年改正は、第79条のみ（2000年改正部分の再改正）

xxvi 法第38条に基づく昭28建告1467号により、JIS G3110に適合する異形鉄筋の特例が規定された（主筋継手位置、主筋フック内法半径、主筋フック位置、主筋継手重ね長さ算定式）

xxvii 1950年は「コンクリートの調合」、1959年より「コンクリートの強度」

xxviii Fはコンクリートの4週圧縮強度、KはJIS R5210（1956年改正により、JIS R5211とR5212を追加）によるモルタルの4週圧縮強度（打込み後2週間の気温が平均気温10度以下の月に係る場合50kg/cm²を減らしたもの）

xxix 昭45建告第1834号により、JIS A1108・A1107を指定

xxx 1950年は「仮わくの支柱の除去」、1959年より「型わくの支柱の除去」、1971年より「型わく及び支柱の除去」

xxxi 昭46建告第110号により規定

xxxii 法第38条に基づく昭46建告2056号により、帯筋径9mm以上、間隔は15（壁、横架材の上下の最大径の1.5倍以内の部分は10）cmかつ最も細い主筋径の1.5倍以下、帯筋比2/1000以上のものを同等以上と規定（日本建築学会RC構造計算規準1971年版と同内容）

xxxiii プレキャストRCのはりの接合部に限る。

xxxiv 法第38条に基づく昭26建告第992号により、再生棒鋼の許容応力度を長期圧縮・引張り1800、短期3000と規定（棒鋼の品質、継手・定着、コンクリート強度の条件あり）。法第38条に基づく昭28建告1467号により、JIS G3110に適合する異形鉄筋SSD39等は長期1600、SSD49等は長期1800（短期は1.5倍）と規定

xxxv 法第38条に基づく昭35建告221号により、JIS G3110・G3111に規定するSS49・SRB49等は長期2000（短期は1.5倍）と規定

xxxvi 法第38条に基づく昭46建告2055号により、JIS G3112・G3117・G3551に規定する鉄筋・溶接金網の許容応力度を規定（日本建築学会RC構造計算規準1971年版とほぼ同内容）

xxxvii 法第38条に基づく昭28建告1467号により、JIS G3110に適合する異形鉄筋の特例が規定された（7/100 F_cかつ14.7以下）

xxxviii 鉄筋コンクリート造の構造材料に関する内容のみ

xxxix 建築基準法第37条及びそれに基づく施行令第144条の3、大臣告示（昭26建告第26号、平12建告第1446号）

xl 昭26建告第26号により指定

xli 令第144条の3の改正がなされ、構造耐力上主要な部分が対象に追加されたが、告示（昭26建告第26号）のセメントの規定の「使用区分」は改正されなかった。

付表 8 (本文 3-4 関係) RC造関係建築基準法令、学会計算規準、JASS 5 の主要な改正経緯 (時系列)

年	建築基準法令	学会計算規準	JASS 5
T13	1924	○市街地建築物法施行規則改正	
S4	1929		○学会コンクリート及びRC標準仕様書制定
S8	1933	○学会 RC 構造計算規準制定	
S19	1949	○学会 RC 構造計算規準改定 ・日本建築規格 3001 に準拠し、その具体的運用を助けるための細則として見直し	
S25	1950	○建築基準法制定	
S26	1951	○S25 建告 992 号 (再生棒鋼の品質、継手・定着、コンクリート強度、許容応力度)	
S28	1953	○S28 建告 1467 号 (異形鉄筋の継手・定着、鉄筋・コンクリートの許容応力度)	○JASS 5 制定
S32	1957		○JASS 5 改定 ・コンクリート標準調合法、コンクリート強度式等、調合強度の定め方、セメント強度の定め方、調合の管理等の見直し
S33	1958	○学会 RC 構造計算規準改定 ・コンクリートの塑性的性質、クリープ性状、鉄筋との付着、RC ばりのせん断強度等の実験的研究、RC 柱・はり等の終局強度算式の確立、壁体・床スラブの応力状態の解明等理論的研究の進歩に対応 ・降伏点の高い高級鋼や付着力の強い異形鉄筋使用の本格化への対応	
S34	1959	○建築基準法施行令改正 ・混和剤の規定の追加、異形鉄筋の規定の追加、軽量骨材の規定の追加、コンクリートの 4 週圧縮強度下限値の増加 (90 から 120kg/cm ²)、4 週圧縮強度決定用に JIS の強度試験を規定、かぶり厚さの屋内の緩和規定削除 ・コンクリート圧縮許容応力度の上限を削除 (特定行政庁規定に変更)	
S35	1960	○S35 建告 221 号 (SS49 等の許容応力度)	
S37	1962	○学会 RC 構造計算規準改定 ・鉄筋軽量コンクリートの追加 ・簡潔化	
S40	1965		○JASS 5 改定 (大改定) ・全体構成、用語 (土木との統一)、セメント・鉄筋の種別、骨材の品質・大きさ等、調合の強度補正方法等、型枠の存置期間等、鉄筋の曲げ加工及び継手・定着長さ等、かぶり厚さ決定の原則等、寒中コンクリートの諸規定、レディミクストコンクリートの諸規定、軽量コンクリートの諸規定 (建設省通達対応)、試験の諸規定等の見直し
S44	1969		○JASS 5 改定 ・JIS A5308 (レデーミクストコンクリート) 改正に伴う関連規定の見直し
S46	1971	○建築基準法施行令改正 ・型枠取外し基準の告示化、柱帯筋規定の強化、床版の規定の新設 ○S46 建告 2055 (SR30、SD30、溶接金網等の許容応力度) ○S46 建告 2056 (径 9mm・帯筋比 0.2%の帯筋の特例)	○学会 RC 構造計算規準改正 ・多品種の鉄筋・コンクリート材料の取入れ (ヤング係数比の再検討を含む) ・十勝沖地震の被害を踏まえたせん断設計法の提案
S50	1975		○学会 RC 構造計算規準改定 ・建築基礎構造設計規準・JASS5・関連 JIS の改訂、建築物荷重規準案の公表に伴う改定
S54	1979	○学会 RC 構造計算規準改正 ・独立フーチング基礎の部分の改定	○JASS 5 改定 (大改定) ・コンクリートの品質・材料・施工方法への級の導入、記述の簡略化、一部規定への性能規定・結果規定の導入
			○JASS 5 改定 ・JIS A5308 改正に伴う関連規定の見直し (「呼び強度」の導入等)、鉄筋 SD40・D51 の追加、鉄筋径の定義・定着長図の見直し、異形鉄筋の最小

				かぶり厚さ特例の廃止等
S56	1981	○建築基準法施行令改正 ・混和剤規定を混和材料の規定に変更、骨材の耐久性・耐火性の規定追加、鉄筋末端フックの例外規定新設、コンクリート強度と設計基準強度との関係の基準を告示化、調合に強度確保を要求、帯筋比の規定追加、PC床版の規定追加、耐力壁の規定追加、布基礎の立上がり部分のかぶり厚さ緩和、ただし書きの追 ・加鉄筋の許容応力度をF値ベースに変更、コンクリートの許容応力度を設計基準強度ベースに変更		
S57	1982		○学会 RC 構造計算規準改正 ・床スラブの規定の改定	
S59	1984			○JASS 5 改定 ・昭和 56 年の建築基準法施行令改正への対応（設計基準強度の規定の見直し等）、混和材料 JIS 規格の採用等
S61	1986			○JASS 5 改定（大改定） ・全体構成の見直し、「高耐久性コンクリート」の導入、コンクリート品質目標規定の見直し、コンクリート塩分総量規制の採用、骨材の科学的安定性留意規定の導入、調合方法・調合強度割増し・湿潤養生期間の見直し、仕上がり状態規定の明確化、かぶり厚さの 10mm 増加、構造体コンクリート圧縮強度検査供試体の採取・試験規定の見直し等
S63	1988		○学会 RC 構造計算規準改正 ・JASS5、JIS などの改定内容との整合化	
H3	1991		○学会 RC 構造計算規準改正 ・高強度せん断補強筋の短期許容せん断応力度の変更	○JASS 5 改定 ・建設省通達（アルカリ骨材反応指針、人工軽量骨材、エポキシ樹脂塗装鉄筋）への対応、JIS A5308 改正に伴う見直し（発注時スランプ・呼び強度の見直し、A・B の区分の導入等）、鉄鋼関連規定の SI 単位化等
H5	1993			○JASS 5 改定 ・JIS A5308 改正に伴う見直し等
H9	1997			○JASS 5 改定（大改定） ・全体構成の見直し、「構造体及び部材の要求性能」規定の新設、基本仕様対象コンクリートの設計基準強度の 36N/mm ² までの拡大、60N/mm ² 超コンクリートへの試験等による性能確認の導入、耐久設計基準強度・品質基準強度の導入、コンクリートの製造、湿潤養生期間、鉄筋の加工・組立て、型枠、せき板存置期間、品質管理・検査等の諸規定の見直し
H11	1999		○学会 RC 構造計算規準改正 ・SI 単位系の採用 ・Fc の下限値変更・上限値規定、短期荷重に対する柱梁接合部せん断応力検定の追加、許容付着応力の検定方法の全面改定	
H12	2000	○建築基準法施行令改正 ・SI 単位系の採用、ただし書きの基準の告示化・方法明確化（実験規定の廃止）、かぶり厚さの大臣告示による例外規定追加。耐久性等関係規定の指定 ・コンクリート引張・せん断許容応力度に大臣告示による特例追加 ・法 37 条の指定材料の見直し		
H15	2003	○建築基準法施行令改正 ・主筋と帯筋の緊結規定へのただし書き適用		○JASS 5 改定 ・建築基準法令改正・RC 構造計算規準改定への対応（鉄筋の種類からの再生棒鋼の削除、鉄筋折曲げ形状・寸法及び鉄筋定着・重ね継手規定の変更）、建設省通達廃止への対応、再生骨材の追加、調合強度、型枠、高強度コンクリート等の諸規定の見直し
H19	2007	○建築基準法施行令改正 ・ただし書き削除（ルート 3 で適用除外化）		

付表 9 (本文 3-4 関係) 建築学会計算規準における鉄筋コンクリート造の構造方法関係規定等^{xlii}の記述内容の変遷^{xliii,xliv}

計 算 規 準	昭和 8(1933) ^{xlv}	昭和 24(1949) ^{xlvi}	昭和 33(1958) ^{xlvii}	昭和 37(1962) ^{xlviii}	昭和 46(1971) ^{xlix}	昭和 50(1975)・昭和 54(1979)・昭和 57(1982) ^{li}	昭和 63(1988)・平成 3(1991)	平成 11(1999)
主 な 改 正 内 容		・日本建築規格 3001 に準拠し、その具体的運用を助けるための細則として見直し	・コンクリートの塑性的性質、クリープ性状、鉄筋との付着、RC ばりのせん断強度等の実験的研究、RC 柱・はり等の終局強度算式の確立、壁体・床スラブの応力状態の解明等理論的研究の進捗に対応 ・降伏点の高い高級鋼や付着力の強い異形鉄筋使用の本格化への対応	・鉄筋軽量コンクリートの追加 ・簡潔化	・多品種の鉄筋・コンクリート材料の取入れ(ヤング係数比の再検討を含む) ・十勝沖地震の被害を踏まえたせん断設計法の提案	・昭和 50:建築基礎構造設計規準・JASS5・関連 JIS の改訂、建築物荷重規準案の公表に伴う改定 ・昭和 54:独立フーチング基礎の部分の改定 ・昭和 57:床スラブの規定の改定	・昭和 63:JASS5、JIS などの改定内容との整合化 ・平成 3:高強度せん断補強筋の短期許容せん断応力度の変更	・SI 単位系の採用、Fc の下限値変更・上限値規定、短期荷重に対する柱梁接合部せん断応力検定の追加、許容付着応力の検定方法の全面改定
適 用 範 囲	(規定なし)	(1 条 適用範囲) 1) <u>日本建築規格 3001 に基づき、一般 RC 造建築物の構造計算に適用(特別の調査に基づく場合不適用)</u>	(1 条 適用範囲) 1) <u>日本建築規格 3001 に基づき、一般 RC 造建築物の構造計算に適用(特別の調査に基づく場合不適用)</u>	(1 条 適用範囲) 1) <u>3 条のコンクリートを使用する RC 造建築物の構造計算に適用(特別の調査に基づく場合不適用)</u>	(1 条 適用範囲) 1) <u>3 条のコンクリート・4 条の鉄筋を使用する一般の RC 造建築物の構造計算の一つの方法を示す(特別の調査に基づく場合不適用)</u>	(1 条 適用範囲) 同左	(1 条 適用範囲) 同左	(1 条 適用範囲) 1) <u>3 条のコンクリート・4 条の鉄筋を使用する一般の RC 造建築物の構造計算の一つの方法を示すものであり、許容応力度設計法に基づく構造計算に適用</u>
材 料	(規定なし)	(2 条 コンクリートに使用する材料) 1) <u>構造用コンクリートは適当な JIS R5210・R5211・R5212 合格のポルトランド・高炉・シリカセメントと、有害物を含まない適量の砂・砂利・水を混ぜたもので所定の強度を持ち品質が一樣</u>	(3 条 コンクリートの材料及び品質) 1) <u>構造用コンクリートは適量の JIS R5210・R5211・R5212 合格のポルトランド・高炉・シリカセメントと、有害物を含まない適量の砂・砂利・水を混ぜたもので所定の強度を持ち品質が一樣</u>	(3 条 コンクリートの材料及び品質) 1) <u>構造用コンクリートは適量の JIS R5210・R5211・R5212 合格のポルトランド・高炉・シリカセメントと、有害物を含まない適量の砂・砂利・水を混ぜたもの</u> 1) <u>セメントは、通常の場合、JIS R5210 に規定する普通・早強・中庸熱ポルトランドセメント、R5211・R5212・R 5213 に規定する A 種高炉セメント・シリカセメント・フライアッシュセメントを使用する(指定された場合 B 種、基礎等には高炉セメント C 種でも可)</u> 2) <u>細骨材は、通常の場合、川砂で、JASS5 5.2.2 に適合</u> 3) <u>粗骨材は、川砂利(JASS5 5.2.2 に適合)・碎石(JIS A5005 に適合)又は軽量粗骨材(JIS A 5002 の強度 B・C 級、安定性甲・乙に適合)</u> 4) <u>水は清浄で有害量の油・酸・アルカリ・塩類・有機物などを含まない</u> 5) <u>特に指定される場合を除き表面活性剤以外の混和物は使用しない(軽量コンクリートには必ず表面活性剤を用いる)</u> 6) <u>軽量粗骨材を使用したコンクリートの気乾比重 2.0 以下</u> 7) <u>コンクリートの 4 週圧縮強度 Fc は普通 135(軽量 120)kg/cm² 以上とし、通常の場合普通 C135・C180・C225、軽量 LC120・LC150 の 5 種類</u> 8) <u>コンクリート調合強度は現場コンクリート品質のばらつきを考慮し Fc に対し割増しを行う</u>	(3 条 コンクリートの材料及び品質) 1) <u>5)→1) コンクリートに使用する材料は、JASS5 2 節(材料)(軽量骨材は 16 節(軽量コンクリート))による</u> 6) <u>軽量粗骨材を使用したコンクリートの気乾比重 2.0 以下</u> 2) <u>コンクリートの調合・計量・練りませ・運搬・打込み・養生・型枠は、JASS5 3-8・16 節による</u> 7) <u>→3) コンクリートの設計基準強度 Fc は普通 135kg/cm² 以上、軽量(1 種・2 種・3 種・4 種ⁱⁱ) 120kg/cm² 以上とし、通常の場合普通 C135・C180・C225、軽量 LC120・LC150 の 5 種類</u> 8) <u>コンクリート調合強度は現場コンクリート品質のばらつきを考慮し Fc に対し割増しを行う</u>	(3 条 コンクリートの材料及び品質) 1) <u>→コンクリートに使用する材料は、JASS5 3 節(材料)(軽量骨材は 16 節(軽量コンクリート))による</u> 2) <u>→コンクリートの調合・製造・運搬・打込み・養生・型枠は、JASS5 4-8 節による</u> 3) <u>→コンクリートの設計基準強度 Fc は普通・軽量 1-3 種(1 種・2 種・3 種・4 種) 120kg/cm² 以上</u>	(3 条 コンクリートの種類・品質及び材料) 1) <u>コンクリートの種類・品質は JASS5 による</u> 2) <u>→コンクリートの調合・製造・運搬・打込み・養生・型枠は、JASS5 4-8 節による</u> 3) <u>→コンクリートの設計基準強度 Fc は普通・軽量 1・2 種いずれも 150kg/cm² 以上</u> 1) <u>→4) コンクリートに使用する材料は、JASS5 3 節(材料)による</u>	(3 条 コンクリートの種類・品質及び材料) 1) <u>→同左</u> 2) <u>→コンクリートの調合・製造・運搬・打込み・養生・型枠・品質管理は、JASS5 による</u> 3) <u>→コンクリートの設計基準強度 Fc は普通・軽量 1・2 種いずれも 18N/mm² 以上</u> 4) <u>→同左</u>
	(規定なし)	(3 条 鉄筋の品質、形状及び寸法) 1) <u>鉄筋の品質は特</u>	(4 条 鉄筋の品質、形状及び寸法) 1) <u>→鉄筋の品質・形状・寸</u>	(4 条 鉄筋の品質、形状及び寸法) 1) <u>→鉄筋の品質・形状・寸法は特</u>	(4 条 鉄筋の品質、形状及び寸法) 1) <u>→鉄筋の品質・形状・寸法は</u>	(4 条 鉄筋の品質、形状及び寸法) 1) <u>→同左</u>	(4 条 鉄筋の品質、形状及び寸法) 1) <u>→同左</u>	(4 条 鉄筋の品質、形状及び寸法) 1) <u>→鉄筋は特別の場合のほか JIS G3112・G3117 の規格の定めによる。JIS</u>

		別の場合のほか JIS G3101 合格、形状・寸法は日本標準規格 25 号等の定めによる	法は特別の場合のほか JIS G3101・G3111・G3110 適合又はこれに合格又はその定めによる	別の場合のほか JIS G3101・G3111・G3110 適合又はこれに準ずる普通鋼材	特別の場合のほか JIS G3112・G3117 の規格の定めによる。JIS G3551 の素線径 4mm 以上の金網も使用可 2) SR30・SD30・SRR40・溶接金網は Fe150 以上の、SD35・SD40・SDC40 は Fe180 以上のコンクリートに用いる	2)→SR30・SD30・SRR40・溶接金網は Fe150 以上の、SD35・SD40 は Fe180 以上のコンクリートに用いる	2)→SR30・SD30・SRR40・溶接金網は Fe150 以上の、SD35・SD40 は Fe180 以上のコンクリートに用いる	G3551 の素線径 6mm 以上の金網も使用可 2) SD35・SDR35・SD40 は Fe180 以上のコンクリートに用いる
許容力度	(6 条 コンクリートの許容力度、7 条 鉄筋の許容力度、8 条 許容力度) ⁱⁱⁱ 1) コンクリートの圧縮: 圧縮強度 f_c の 1/3 で 70 (kg/cm ²) 以下、引張・せん断: $F_c/30$ で 7 以下 (RC 材の材形・配筋計算上は引張無視) 2) 付着: 普通 7、異形 10 3) 鉄筋の圧縮・引張: 1200	(5 条 許容力度、15 条 断面算定の基本仮定) 1)・2)→通常の場合、コンクリートの長期圧縮: $F_c/3$ で 70 (kg/cm ²) 以下、長期引張・せん断: $F_c/30$ で 7 以下、長期引張・せん断: $F_c/30$ で 7 以下、長期付着 7; 短期は長期の 2 倍 (RC 材の断面算定上は引張無視) 3)→通常の場合、鉄筋の長期圧縮・引張: 1600; 短期は長期の 1.5 倍 (附 12 異形鉄筋を用いる RC 構造規定 ^{vi}) 4) 鉄筋が SSD49・SRD49 の場合長期 1800 5) コンクリートの長期付着は 0.07 F_c かつ 14.7 以下	(6 条 許容力度、15 条 断面算定の基本仮定) 1)→通常の場合、コンクリートの長期圧縮: $F_c/3$ かつ 70 (kg/cm ²) 以下、長期引張・せん断: $F_c/30$ で 7 以下、短期は長期の 2 倍 (RC 材の断面算定上は引張無視)、 F_c は 135kg/cm ² 以上 250 以下 ^{iv} 2)→通常の場合、鉄筋の長期圧縮・引張: 普通鋼材は 1400、SS39 等 ^{vi} は 1600、SS49 等 ^{vi} は 2000 (軽量コンクリートで 2000 とする場合 LC150); 短期は長期の 1.5 倍 3)→通常の場合、丸鋼の長期付着: 曲材上ば ^{vi} : 4/100 F_c (7 以下の時は 7)、曲材一般: 6/100 F_c 、定着・継手 4/100 F_c ; 異形丸鋼 SSD・SRD の長期付着: 曲材上ば: 7/100 F_c 、曲材一般: 10/100 F_c 、定着・継手 7/100 F_c ; 短期は長期の 2 倍 (附 12 異形鉄筋を用いる RC 構造規定 ^{vi}) 4) 鉄筋が SSD49・SRD49 の場合長期 1800 5) コンクリートの長期付着は 0.07 F_c かつ 14.7 以下	(6 条 許容力度、15 条 断面算定の基本仮定) 1)→通常の場合、コンクリートの長期圧縮: $F_c/3$ 、長期引張・せん断: $F_c/30$ かつ (5+ $F_c/100$) 以下 (1 種・2 種軽量はその 0.9 倍、3 種・4 種軽量はその 0.8 倍); 短期圧縮は長期の 2 倍、短期せん断は長期の 1.5 倍 (RC 材の断面算定上は引張無視) ⁱⁱⁱ 、3 種軽量・4 種軽量の F_c はそれぞれ 240・135 以下 ^{ix} 2)→通常の場合、鉄筋の許容力度は、以下のとおり (長期引張・圧縮/長期せん断補強/短期引張・圧縮/短期せん断補強) SR24 ・ SRR24: 1600/1600/2400/2400 SR30 ・ SRR40: 1600/2000/3000/3000 SD24 ・ SDR24: 1600/1600/2400/2400 SD30: 2000/2000/3000/3000 SD35: 2200 (D29 以上 2000)/2000/3500/3000 SD40・SDC40: 2200 (D29 以上 2000)/2000/4000/3000 (SDC40 の短期圧縮は 3200 (ガス圧継手等は 2800)) 溶接金網: 2000/2000/-/3000 3)→通常の場合、丸鋼の長期付着: 上ば筋: 4/100 F_c かつ 9 以下、その他: 6/100 F_c かつ 13.5 以下、定着・継手 4/100 F_c ; 異形鉄筋 SSD・SRD の長期付着: 上ば筋: 1/15 F_c かつ (9+2/75 F_c) 以下、その他: 1/10 F_c かつ (13.5+1/25 F_c) 以下、定着・継手 7/100 F_c ; 短期は長期の 1.5 倍 (異形鉄筋でかぶり厚さが径の 1.5 倍未満の場合、「かぶり厚さ/径の 1.5 倍」を乗ずる。断面が円形でない場合、適当に修正する)	(6 条 許容力度、15 条 断面算定の基本仮定) 1)→通常の場合、コンクリートの長期圧縮: $F_c/3$ 、長期引張・せん断: $F_c/30$ かつ (5+ $F_c/100$) 以下 (1 種・2 種軽量はその 0.9 倍、3 種・4 種軽量はその 0.8 倍); 短期圧縮は長期の 2 倍、短期せん断は長期の 1.5 倍、3 種軽量・4 種軽量の F_c はそれぞれ 210・135 以下 2)→通常の場合、鉄筋の許容力度は、以下のとおり (長期引張・圧縮/長期せん断補強/短期引張・圧縮/短期せん断補強) SR24 ・ SRR24: 1600/1600/2400/2400 SR30 ・ SRR30: 1600/2000/3000/3000 SD24 ・ SDR24: 1600/1600/2400/2400 SD30: 2000/2000/3000/3000 SD35: 2200 (D29 以上 2000)/2000/3500/3000 SD40・SDC40: 2200 (D29 以上 2000)/2000/4000/3000 (SDC40 の短期圧縮は 3200 (ガス圧継手等は 2800)) 溶接金網: 2000/2000/-/3000 3)→同左	(6 条 許容力度) 1)→通常の場合、コンクリートの長期圧縮: $F_c/3$ 、長期引張・せん断: $F_c/30$ かつ (5+ $F_c/100$) 以下 (1 種・2 種軽量はその 0.9 倍、3 種・4 種軽量はその 0.8 倍); 短期圧縮は長期の 2 倍、短期せん断は長期の 1.5 倍、3 種軽量・4 種軽量の F_c はそれぞれ 210・135 以下 2)→通常の場合、鉄筋の許容力度は、以下のとおり (長期引張・圧縮/長期せん断補強/短期引張・圧縮/短期せん断補強) SR24 ・ SRR24: 1600/1600/2400/2400 SR30 ・ SRR30: 1600/2000/3000/3000 SD24 ・ SDR24: 1600/1600/2400/2400 SD30A ・ SD30B ・ SDR30: 2000/2000/3000/3000 SD35 ・ SDR35: 2200 (D29 以上 2000)/2000/3500/3500 ^{ix} SD40: 2200 (D29 以上 2000)/2000/4000/4000 ^{ix} 溶接金網: 2000/2000/-/3000 3)→通常の場合、丸鋼の長期付着: 上ば筋: 4/100 F_c かつ 9 以下、その他: 6/100 F_c かつ 13.5 以下; 異形鉄筋の長期付着: 上ば筋: 1/15 F_c かつ (9+2/75 F_c) 以下、その他: 1/10 F_c かつ (13.5+1/25 F_c) 以下; 短期は長期の 1.5 倍 (異形鉄筋でかぶり厚さが径の 1.5 倍未満の場合、「かぶり厚さ/径の 1.5 倍」を乗ずる。断面が円形でない場合、適当に修正する)	(6 条 許容力度) 1)→通常の場合、コンクリートの長期圧縮: $F_c/3$ 、長期引張・せん断: $F_c/30$ かつ (0.5+ $F_c/100$) 以下 (1 種・2 種軽量はその 0.9 倍); 短期圧縮は長期の 2 倍、短期せん断は長期の 1.5 倍 2)→通常の場合、鉄筋の許容力度は、以下のとおり (長期引張・圧縮/長期せん断補強/短期引張・圧縮/短期せん断補強) SR235: 160/160/235/235 SR295: 160/200/295/295 SD295A・SD295B: 200/200/295/295 SD345: 220 (D29 以上 200)/200/345/345 SD390: 220 (D29 以上 200)/200/390/390 溶接金網: 200/200/-/295 3)→通常の場合、丸鋼の長期付着: 上ば筋: 4/100 F_c かつ 9 以下、その他: 6/100 F_c かつ 13.5 以下; 異形鉄筋の長期付着: 上ば筋: 0.8x($F_c/60 + 0.6$)、その他: $F_c/60 + 0.6$; 短期は長期の 1.5 倍 (16 条・17 条の修正係数と合わせて使用。計量は 0.8 倍)	
計算標準の構造方法規定								
床スラブ (現 13 条)	(17 条 床版 ^{xxiii}) 1) 有効丈は短スパンの 1/40 以上かつ全文は 8cm 以上 (無梁版は 15cm 以上)	(18 条 床版) 同左	(16 条 床スラブ) 1)→厚さは短辺有効スパン ^{xxv} の 1/50 以上かつ 8cm 以上 (無梁版は 15cm 以上)	(16 条 床スラブ) 1)→厚さは短辺有効スパンの 1/40 以上かつ 8 (軽量は 10)cm 以上 2)→短辺方向引張鉄筋は径 9mm (異形は 9.53mm) 以上。正負最	(13 条 床スラブ ^{xxvi}) 1)→通常の場合 ^{xxvi} 、厚さは (λ ^{xxvii} ・lx)/(16+24λ) (λ ≤ 2 の 2 方向板・周辺固定)、lx/32 (λ > 2 の 2 方向板又は 1 方向	(13 条 床スラブ) ^{xxix} 1) 通常の場合、厚さは 0.02 { (λ - 0.7)/(λ - 0.5) } (1+wp ^{xxx} / 1000+lx/1000)lx (周辺固定)、lx/10 (片持)	(13 条 床スラブ) 同左	(18 条 床スラブ) 1) 通常の場合、厚さは 0.02 { (λ - 0.7)/(λ - 0.5) } (1+wp ^{xxxi} / 10+lx/1000)lx (周辺固定)、lx/10 (片持) (軽量は 1.1 倍) 以上かつ 80 (軽量は 100)mm 以上

	<p>2) 屋根版は長スパンの1/40以上、その他は1/32以上</p> <p>3) 主筋(短スパン方向引張鉄筋)は径8mm以上。正負最大曲げMを受ける部分は中心距離20cm以下</p> <p>4) 配力筋(長スパン方向引張鉄筋)は径8mm以上、中心距離30cm以下</p>		<p>2) 屋根版は長スパンの1/40以上、その他は1/32以上</p> <p>3)→2) 主筋(短辺方向引張鉄筋)は径9mm(異形は9.53mm)以上。正負最大曲げMを受ける部分は中心距離20cm以下</p> <p>4)→3) 配力筋(長辺方向引張鉄筋)は径9mm(異形は9.53mm)以上、中心距離はスラブ厚さの3倍以下かつ30cm以下</p>	<p>大曲げMを受ける部分は間隔20cm以下</p> <p>3)→長辺方向引張鉄筋は径9mm(異形は9.53mm)以上、正負最大曲げMを受ける部分は間隔30cm以下かつスラブ厚さの3倍以下(軽量は25cm以上)</p>	<p>板・周辺固定)、$lx/10$(l・片持^{xxxviii}) (軽量は1.1倍)以上かつ8(軽量は10)cm以上</p> <p>2)→引張鉄筋は径9mm以上の丸鋼・D10以上の異形鉄筋・素線径6mm以上の溶接金網</p> <p>3)→正負最大曲げMを受ける部分の間隔は、短辺方向20cm(径9mm未満の溶接金網15cm)以下、長辺方向30cmかつスラブ厚さの3倍(軽量は25cm、径9mm未満の溶接金網は20cm)以下</p> <p>4) スラブ各方向全幅について、鉄筋全断面積のコンクリート全断面積に対する割合は0.2%以上</p> <p>5) 2)→4)は、軽微なもの・特殊なものには不適用</p>	<p>(軽量は1.1倍)以上かつ8(軽量は10)cm以上</p> <p>2) 小ばり付き床スラブは、小ばりの過大たわみ・大ばりに沿った床スラブの過大ひび割れ防止のため小ばりに十分な曲げ剛性を確保</p> <p>2)→3) 同左</p> <p>3)→4) 同左</p> <p>4)→5) 同左</p> <p>5)→6) 3)→5)は、軽微なもの・特殊なものには不適用</p>	<p>2) 同左</p> <p>3)→引張鉄筋は径9mm以上の丸鋼・D10以上の異形鉄筋・素線径6mm以上の溶接金網</p> <p>4)→正負最大曲げMを受ける部分の間隔は、短辺方向200mm(径9mm未満の溶接金網150mm)以下、長辺方向300mmかつスラブ厚さの3倍(軽量は250mm、径9mm未満の溶接金網は200mm)以下</p> <p>5)→6) 同左</p>	
梁(現14条、16条)	<p>(18条 矩形梁、19条 丁形梁)</p> <p>1) 主要な梁は全スパン複筋梁</p> <p>2) 主筋の径は12mm以上</p> <p>3) 主筋の明きは2.5cm以上かつ径の1.5倍以上</p> <p>4) 主筋は特別の場合以外2段以下</p>	<p>(19条 矩形梁、20条 丁形梁)</p> <p>同左</p>	<p>(17条 長方形ばり、18条 T形ばり)</p> <p>1)→同左</p> <p>2) 主筋の径は13mm(異形は12.7mm)以上</p> <p>3)→4)→同左</p>	<p>(17条 長方形ばり、18条 T形ばり)</p> <p>1)→主要な梁は全スパン複筋梁。軽量RCばりの圧縮鉄筋断面積は所要引張鉄筋断面積の0.4倍以上</p> <p>2)→4)→同左</p>	<p>(14条 はり)</p> <p>1) 長期荷重時に正負最大曲げMを受ける部分の引張鉄筋断面積は、$0.004bd$又は存在応力による必要量の3/4の小さい方以上</p> <p>1)→2) 同左</p> <p>2)→3) 主筋は丸鋼径13mm、異形D13以上</p> <p>3)→4) 主筋のあきは特別の場合を除き2.5cm以上かつ公称直径の1.5倍以上</p> <p>4)→5) 同左</p>	<p>(14条 はり)</p> <p>1)→3)→同左</p> <p>4)→主筋のあきは特別の場合を除き2.5cm以上かつ丸鋼は径の1.5倍以上、異形鉄筋は公称直径の1.7倍以上</p> <p>5)→同左</p>	<p>(13条 梁の曲げに対する断面算定)</p> <p>1)→2)→同左</p> <p>3)→主筋は丸鋼径13mm、異形D13以上</p> <p>4)→主筋のあきは特別の場合を除き25mm以上かつ丸鋼は径の1.5倍以上、異形鉄筋の径(呼び名数値)の1.5倍以上</p> <p>5)→同左</p>	
せん断補強	<p>(22条 曲げ材のせん断力に対する算定)</p> <p>1) 肋筋の間隔の最大値は、せん断力τがコンクリートの許容せん断応力度を超える場合$2/3 \cdot D$、その他の場合$3/4 \cdot D$(床版・基礎版を除く)</p> <p>2) 肋筋は引張鉄筋外側より圧縮端に近く達するものとし、末端の曲げは135°以上^{lxxxii}</p> <p>3) 折曲筋の材軸との角度は30°以上</p>	<p>(21条 曲げ材のせん断力に対する算定)</p> <p>同左</p>	<p>(20条 曲げ材のせん断補強)</p> <p>1) あばら筋の間隔の最大値は、せん断力τがコンクリートの許容せん断応力度を超える場合$2/3 \cdot D$かつ30cm、その他の場合$3/4 \cdot D$かつ30cm(床スラブ・基礎スラブを除く。基礎ばりで径13mm(異形12.7mm)以上のあばら筋を用いれば30cmは45cm)</p> <p>2)→3)→同左</p>	<p>(20条 はりのせん断補強)</p> <p>1) あばら筋の径は軽微な場合を除き9mm(異形は9.53mm)以上</p> <p>1)→2) あばら筋の間隔の最大値は、せん断力τがコンクリートの許容せん断応力度を超える場合$2/3 \cdot D$かつ30cm、その他の場合$3/4 \cdot D$かつ30cm、軽量は$2/3 \cdot D$かつ25cm(床スラブ・基礎スラブを除く。基礎ばりで径13mm(異形12.7mm)以上のあばら筋を用いれば30cm・25cmは45cm)</p> <p>2)→3) あばら筋は引張鉄筋・圧縮鉄筋を包含するよう配置し、末端の曲げは135°以上</p> <p>3)→4) (同左)</p>	<p>(16条 はり及び柱のせん断補強)</p> <p>1)→あばら筋の径は軽微な場合を除き径9mm以上の丸鋼・D10以上の異形鉄筋</p> <p>2)→あばら筋の間隔は、折曲筋の有無にかかわらず、径9mmの丸鋼・D10の異形鉄筋の場合$1/2 D$以下かつ25cm(他の径の鉄筋又はこれと同等以上の補強効果のある配筋の場合45cmまで適当に増大可)以下</p> <p>3) あばら筋比は0.2%以上</p> <p>3)→4) あばら筋は引張鉄筋・圧縮鉄筋を包含し、主筋内部のコンクリートを十分に拘束するよう配置し、末端は135°以上曲げて定着又は相互に溶接</p> <p>4)→5) (同左)</p> <p>6) 帯筋は軽微な場合・らせん筋を用いる場合を除き径9mm以上の丸鋼・D10以上の異形鉄筋</p> <p>7) 帯筋の間隔は、径9mmの丸鋼・D10の異形鉄筋の場合10cm(柱の上下端より柱最大径の1.5倍の範囲外では1.5倍まで増大可。径の大きい鉄筋又はこれらと同等以上の補強効果のある配筋の場合20cmまで適当に増大可)以下</p>	<p>(16条 はり及び柱のせん断補強)</p> <p>同左</p>	<p>(16条 はり及び柱のせん断補強)</p> <p>同左</p>	<p>(15条 梁・柱及び柱梁接合部のせん断補強)</p> <p>1)→同左</p> <p>2)→あばら筋の間隔は、折曲筋の有無にかかわらず、径9mmの丸鋼・D10の異形鉄筋の場合$1/2 D$以下かつ250mm(他の径の鉄筋又はこれと同等以上の補強効果のある配筋の場合450mmまで適当に増大可)以下</p> <p>3)→4)→同左</p> <p>5) 折曲筋の材軸との角度は30°以上</p> <p>6)→5) 同左</p> <p>7)→6) 帯筋の間隔は、径9mmの丸鋼・D10の異形鉄筋の場合100mm(柱の上下端より柱最大径の1.5倍の範囲外では1.5倍まで増大可。径の大きい鉄筋又はこれらと同等以上の補強効果のある配筋の場合200mmまで適当に増大可)以下</p> <p>8)→7) 同左</p> <p>9)→8) 同左</p> <p>10)→9) せん断力・圧縮力が特に増大するおそれのある柱には、端部を溶接した閉鎖形帯筋を主筋を包含するよう配置したり副帯筋を使用するなどによるじん性確保努力が望ましい</p> <p>10) 柱梁接合部内の帯筋は径9mm以上の丸鋼・D10以上の異形鉄筋、帯筋比は0.2%以上、帯筋間隔は150mm以下かつ隣接柱の帯筋間隔の1.5倍以下</p>

					8) 帯筋比は0.2%以上 9) 帯筋は主筋を包含し、主筋内部のコンクリートを十分に拘束するよう配置し、末端は135°以上曲げて定着 10) <u>せん断力が特に増大するおそれのある柱には、端部を溶接した閉鎖形帯筋を主筋を包含するよう配置するなどによるじん性確保努力が望ましい</u>			
柱(現15条、16条)	(20条柱)(圧縮材の規定) 1) 最小径 ^{lxxxiii} は主要支 点間距離の1/15以上 (超える場合は曲げM 及び軸方向力を1/20 で1.25倍、1/25で1.75 倍とする) 2) 主筋(材軸方向の鉄 筋)の断面積比 ^{lxxxiv} は 0.8%以上4%以下(必要 断面積に対して) 3) 主筋径は12mm以上 かつ4本以上 4) 主筋の明きは2.5cm 以上かつ径の1.5倍以上 5) 主筋は帯筋により相互 に連結。帯筋間隔は材 の最小径以下かつ主 筋径の15倍以下(螺旋 筋柱を除く)	(22条柱) 1)-4)→同左 5)→主筋は帯筋により 相互に連結。帯筋間 隔は材の最小径以下 かつ主筋径の15倍 以下、かつ30cm以下 (螺旋筋柱を除く)	(19条柱) 1)→同左 2)→主筋(材軸方向の鉄 筋)の断面積比は、 <u>コン クリート断面積2000cm²以下 0.8%以上・8000cm²以上 0.5%以上(中間は直線 補間)4%以下(必要断面積 に対して)</u> 3)→主筋径は13mm(異形 は12.7mm)以上かつ4本 以上 4)→同左 5)→主筋は帯筋により相互 に連結。帯筋間隔は材の 最小径以下かつ主筋径 の15倍以下、かつ30cm 以下(螺旋筋柱を除く)	(19条柱) 1)→最小径は主要支 点間距離の1/15(軽量 は1/10)以上(超える 場合は曲げM及び軸 方向力を1/20で1.25 倍、1/25で1.75倍 (軽量は1/15で1.2 倍、1/20で1.5倍) とする) 2)→主筋(材軸方向の鉄 筋)の断面積比は、 <u>0.8%以上(軽量 1%以上)</u> (必要断面積 に対して)。コン クリート断面積を必要 以上に増大した場合適 当に減少可 3)→主筋は丸鋼径13mm、異形 はD13以上かつ4本以上。 <u>主 筋は帯筋により相互に連結</u> 4)→主筋のあきは特別の場合 を除き2.5cm以上かつ公称直径 の1.5倍以上 5) 帯筋間隔は材の最小径(軽 量はその3/4)以下かつ主筋 径の15倍以下、かつ30(軽量 は25)cm以下。柱上下端より 柱最大径の長さの範囲は以上 の値の1/2。らせん筋柱は除 く	(15条柱) 1)→最小径は主要支 点間距離の1/15(軽量 は1/10)以上 (柱の有効細長比を考慮した 構造計算により安全を確認す れば不適用) 2)→主筋(材軸方向の鉄筋)の 断面積比は、0.8%以上(軽量 1%以上)。コンクリート断面積 を必要以上に増大した場合適 当に減少可 3)→主筋は丸鋼径13mm、異形 はD13以上かつ4本以上。 <u>主 筋は帯筋により相互に連結</u> 4)→主筋のあきは特別の場合を 除き2.5cm以上かつ公称直径 の1.5倍以上 5) 帯筋間隔は材の最小径(軽 量はその3/4)以下かつ主筋 径の15倍以下、かつ30(軽量 は25)cm以下。柱上下端より 柱最大径の長さの範囲は以上 の値の1/2。らせん筋柱は除 く	(15条柱) 1)-3)→同左 4)→主筋のあきは特別の場合 を除き2.5cm以上かつ丸鋼 は径の1.5倍以上、異形鉄 筋は呼び名数値の1.5倍以上	(15条柱) 1)-3)→同左 4)→主筋のあきは特別の場合 を除き2.5cm以上かつ丸鋼 は径の1.5倍以上、異形鉄 筋は呼び名数値の1.5倍以上	(14条柱の軸方向力と曲げに対する断 面算定) 1)・2)→同左 3)→主筋は丸鋼径13mm、異形はD13以 上かつ4本以上。主筋は帯筋により相互 に連結 4)→主筋のあきは特別の場合を除き 25mm以上かつ丸鋼は径の1.5倍以上、 異形鉄筋の径(呼び名数値)の1.5倍以上
付着・ 定着 及び 継手 (現17 条)	(付録(推奨) ^{lxxxv} (標準 仕様書に規定あり) 1) 梁の継手位置、継手 重ね長さ、端末フック、 曲げ、定着(図示) 2) 床版の継手位置、継 手重ね長さ、端末(90 度フック)、定着(図示) 3) 柱の被り継手位置、継 手重ね長さ、端末フック、 曲げ 4) 基礎の端末フック	(附11配筋基準図) 1)-4)→同左 (附12異形鉄筋を用 いるRC構造規定) ・主筋の継手は応力 の小さい部分に設け る ・主筋の末端を鉤状に 折曲げる場合、内法 半径を径の2倍以上 ・主筋のうち、柱の出 隅部分、梁・床版・ 屋根版の下側部 分、煙突にあるもの は、鉤状に折り曲げ る ・主筋の継手の重ね 長さ・定着長さは溶 接する場合を除き径 の $\sigma_s/4f_b$ (鉄筋の 末端を鉤状に折り曲 げた場合はその 1/2)倍かつ25倍 (15倍)以上	(21条付着及び定着) ・構造方法規定なし ^{lxxxvi} (付10配筋基準図) 1)-4)→同左(異形丸鋼の 場合を含む) (附12異形鉄筋を用いる RC構造規定) 5) 丸鋼の折曲げ規準、継 手、定着・継手長さ(全許 容力伝達・慣用) 6) 異形鉄筋の定着・継手 長さ(全許容力伝達・慣 用)	(21条付着及び定着) ・(同左) (付10配筋基準図) ^{lxxxvii}	(17条付着・定着及び継手) ^{lxxxviii, lxxxix} 1) 鉄筋の継手は、原則として、 部材応力・鉄筋応力の小さい 個所に設ける 2) 定着・継手の最小長さは、以 下のとおり(Fc250以下 /Fc250超) SR24・SRR24: フック付き 25d ^{xc} /20d SR30・SRR40: フック付き 30d/25d SD24・SDR24: フックなし 25d/20d(フック付きは 15d/15d) SD30: フックなし 30d/25d(フ ック付きは20d/15d) SD35・SD40・SDC40: フック なし 35d/30d(フック付きは 25d/20d) (軽量は、上記に、その0.2倍 又は5dの小さい方を加算) 3) 径28mm以上の丸鋼・D29 以上の異形鉄筋には、通常 の場合、重ね継手を用いない 4) 鉄筋の末端にはフックを付 ける。異形鉄筋は、柱・はり (基礎ばりを除く)の出すみ部 分・煙突の末端を除き省略可 5) 溶接金網の重ね継手は、重 ね長さ(最外端の横筋間)は	(17条付着・定着及び継手) 1)→同左 2)→定着・継手の最小長さは、 以下のとおり(Fc250以下 /Fc250超) SR24・SRR24: フック付き 25d/20d SR30・SRR40: フック付き 30d/25d SD24・SDR24: フックなし 25d/20d(フック付きは 15d/15d) SD30: フックなし 30d/25d (フック付きは20d/15d) SD35・SD40・SDC40: フック なし 35d/30d(フック付きは 25d/20d) (軽量は、上記に、その0.2倍 又は5dの小さい方を加算) 床・屋根スラブ下ば筋の仕 口への定着は丸鋼15cmフ ック付き・異形鉄筋10dかつ 15cm以上で可。小ばり下ば 筋は丸鋼25dフック付き・異 形鉄筋25d又は15dフック 付きで可 3)→同左 4)→鉄筋の末端にはフックを 付ける。異形鉄筋は、柱・は り(基礎ばりを除く)の出すみ 部分・煙突の末端を除き省	(17条付着・定着及び継手) 1)→同左 2)→定着・継手の最小長さは、 以下のとおり(Fc250以下 /Fc250超) SR24・SRR24: フック付き 25d ^{xcii} /20d SR30・SRR30: フック付き 30d/25d SD24・SDR24: フックなし 25d/20d(フック付きは 15d/15d) SD30A・SD30B・SDR30: フ ックなし 30d/25d(フック付き は20d/15d) SD35・SDR35: フックなし 30d/25d(フック付きは 25d/15d) SD40: フックなし35d/30d(フ ック付きは25d/20d) (軽量は、上記に、その0.2倍 又は5dの小さい方を加算) 床・屋根スラブ下ば筋の仕 口への定着は丸鋼15cmフック 付き・異形鉄筋10dかつ 15cm以上で可。小ばり下ば 筋は丸鋼25dフック付き・異 形鉄筋25d又は15dフック付 きで可 3)→同左 4)→鉄筋の末端にはフックを	(16条付着及び継手、17条定着) ^{xciii} (付着関係) 1) カットオフ鉄筋は、計算上不要となる断 面を超えてd(部材有効せい)以上延長 2) 負曲げM引張鉄筋(上端筋)の1/3以 上は反曲点を超えてd以上延長(短期 応力が存在する部材では3)による) 3) 正曲げM引張鉄筋(下端筋)の1/3以 上は部材全長に連続して、あるいは継 手をもって配する 4) 引張鉄筋の付着長さは300mm以上 5) 束ね筋は断面の等価な1本の鉄筋とし て扱う 4)→6) 鉄筋の末端には標準フックを付 ける。異形鉄筋は、柱・はり(基礎ば りを除く)の出すみ部分・煙突の末端 を除き省略可 (継手関係) 3)→7) 径28mm以上の丸鋼・D35以上の 異形鉄筋には、通常の場合、重ね継手 を用いない 1)→8) 同左 9) 重ね継手長さは、鉄筋降伏強度に対 する必要付着長さ以上とする ^{xciiii} 10) 原則として、同一断面で全引張鉄筋 の継手(全数継手)としない 11) 重ね継手は、曲げひび割れが継手筋 に沿って生ずる部位に設けない 5)→12) 溶接金網の重ね継手は、重ね長 さ(最外端の横筋間)は横筋間隔+50mm 以上かつ150mm以上

					<p>横筋間隔+5cm 以上かつ 15cm 以上</p> <p>6) 部材固定端の溶接金網の定着は、支持部材表面から最外端横筋までを鉄筋間隔+5cm 以上かつ 15cm 以上</p>	<p>略可。フック・折曲げのうち、のり半径は、JASS5 9 節(鉄筋の加工及び組立て)による</p> <p>5)・6)→同左</p>	<p>付ける。異形鉄筋は、柱・はり(基礎ばりを除く)の出すみ部分・煙突の末端を除き省略可。フック・折曲げのうち、のり半径は、JASS5 9 節(鉄筋の加工及び組立て)による</p> <p>5)・6)→同左</p>	<p>13) 圧縮筋の重ね継手長さは 200mm かつ鉄筋径の 20 倍以上とする(定着関係)</p> <p>14) 投影定着長さは、$8d_b^{xiv}$ かつ 150mm 以上(直線定着は 300mm 以上)とする</p> <p>15) 梁・柱主筋の柱・梁への定着の投影定着長さは、仕口部材断面全せいの 0.75 倍以上・接合部パネルゾーン側への折曲げを基本とする</p> <p>16) 出隅部の柱梁接合部への梁上端筋の定着は、90° 折曲げとし、余長部直線定着長さは必要付着長さ以上</p> <p>17) 鉄筋端を標準フックとする折曲げ定着では、フック面までの最小あぶり厚さを F_c、鉄筋の種類に応じ $2d_b$ から $5.5d_b$ まで(横補強筋で拘束された接合部内部では $1.5d_b$ から $4d_b$ まで)とする^{xv}</p> <p>2)→18) 定着・継手の最小長さは、以下のとおり(F_c250 以下/F_c250 超)</p> <p>SR24・SRR24: フック付き $25d^{xvi}/20d$</p> <p>SR30・SRR30: フック付き $30d/25d$</p> <p>SDR24: フックなし $25d/20d$(フック付きは $15d/15d$)</p> <p>SD30A・SD30B・SDR30: フックなし $30d/25d$(フック付きは $20d/15d$)</p> <p>SD35・SDR35: フックなし $30d/25d$(フック付きは $25d/15d$)</p> <p>SD40: フックなし $35d/30d$(フック付きは $25d/20d$)</p> <p>一般の床・屋根スラブ下端筋の仕口への定着長さは、$10d_b$ かつ 150mm 以上の直線定着で可。小ぶり・片持ちスラブ下ば筋は $25d_b$ 以上の直線定着又は $10d_b$ 以上の折曲げ定着で可</p> <p>6)→19) 部材固定端の溶接金網の定着は、支持部材表面から最外端横筋までを横筋間隔+50mm 以上かつ 150mm 以上</p> <p>20) 本条の折曲げ定着端の標準フックは、90° 折曲げで余長鉄筋径の 10 倍以上、180度折曲げで 4 倍以上のいずれかとし、折曲げ内法直径は、D16 以下 $5d_b$ 以上、D19 から $38d_b$ 以上、D41 以上 $7d_b$ 以上^{xvii}(SD390 の場合、$5d_b$ が下限)</p>
耐震壁(現 18 条)				<p>(22 条 耐震壁)</p> <p>1) 壁板の厚さは 12cm 以上</p> <p>2) 壁板の厚さ 20cm 以上の時は壁筋を複筋配置とする</p> <p>3) 壁筋の径は 9mm (異形は 9.53mm) 以上とし、壁見付面に関する間隔は 30(軽量 25)cm (千鳥状に複筋配置すれば 45(軽量 40)cm) 以下</p> <p>4) 開口周囲の補強筋は径 13mm (異形は 12.7mm) 以上</p>	<p>(18 条 耐震壁)</p> <p>1)→壁板の厚さは 12cm 以上かつ壁板内法高さの 1/30 以上</p> <p>2) 壁板のせん断補強筋比は、直交する各方向 0.25% 以上</p> <p>2)→3) 同左</p> <p>3)→4) 壁筋は径 9mm 以上の丸鋼・D10 以上の異形鉄筋・素線径 6mm 以上の溶接金網とし、壁見付面に関する間隔は 30(軽量 25)cm (千鳥状に複筋配置すれば 45(軽量 40)cm) 以下</p> <p>4)→5) 開口周囲の補強筋は径 13mm 以上の丸鋼・D13 以上の異形鉄筋</p> <p>6) 壁板周囲^{xviii}のスラブ部分を除くはりのコンクリート全断面積に対する主筋断面積の割合は 0.8% 以上</p> <p>7) 壁板に開口部がある場合、周囲のはり・柱の設計に当た</p>	<p>(18 条 耐震壁)</p> <p>同左</p>	<p>(18 条 耐震壁)</p> <p>同左</p>	<p>(19 条 耐震壁)</p> <p>1)→壁板の厚さは 120mm 以上かつ壁板内法高さの 1/30 以上</p> <p>2) 同左</p> <p>3)→壁板の厚さ 200mm 以上の時は壁筋を複筋配置とする</p> <p>4)→壁筋は径 9mm 以上の丸鋼・D10 以上の異形鉄筋・素線径 6mm 以上の溶接金網とし、壁見付面に関する間隔は 300mm (千鳥状に複筋配置すれば片面の間隔は 450mm) 以下</p> <p>5)→開口周囲の補強筋は径 13mm 以上の丸鋼・D13 かつ壁筋と同径以上の異形鉄筋</p> <p>6)・7) 同左</p>

					っては、適当なじん性が確保できるように特に配慮が必要			
鉄筋のかぶり厚さ(現 20 条)	1) 床版は 2cm 以上(17 条) 2) 梁・柱は主筋に対し 4cm 以上(18・19 条、20 条) 3) 基礎は主筋に対し 6cm 以上(21 条)	同左(1):18 条、 2):19・20 条・22 条、 3):23 条)	1) 同左(16 条) 2) 梁・柱は主筋に対し 3cm 以上(17・18 条、19 条) 3) 同左(22 条)	(25 条 かぶり厚さ) ^{xix} 1) 床・壁(耐力壁以外)は仕上げ付き 2cm・仕上げなし 3cm 以上(軽量はポルトランドセメント等 2cm・3cm、その他セメント 3cm・4cm) 2) 耐力壁・柱・はりは屋内仕上げ付き 3cm・仕上げなし・屋外 3cm 以上(軽量はポルトランドセメント等 3cm・4cm、その他セメント 4cm・6cm) 3) 土に接する耐力壁・柱・はり 4cm 以上(軽量不可)。土に接する基礎・擁壁 6cm 以上(軽量不可。土に接しない擁壁 4cm) 4) 普通で B 種高炉・シリカ・フライアッシュセメント、C 種高炉セメント(土に接する部分)使用時は、表面活性剤を使用しない場合プラス 1cm	(20 条 鉄筋のかぶり厚さ) 1)・4)→1) 鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さは、JASS5.10 節・16 節による。はり・柱の主筋に異形鉄筋を用いる場合のかぶり厚さは、主筋の公称直径の 1.5 倍以上が望ましい	(20 条 鉄筋のかぶり厚さ) 1)→鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さは、JASS5 10 節・16 節による。はり・柱の主筋に異形鉄筋を用いる場合のかぶり厚さは、主筋の公称直径の 1.5 倍以上が望ましい	(20 条 鉄筋のかぶり厚さ) 1)→鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さは、JASS5 10 節による。はり・柱の主筋に異形鉄筋を用いる場合のかぶり厚さは、主筋の公称直径の 1.5 倍以上が望ましい	(21 条 鉄筋のかぶり厚さ) 同左
標準仕様書 ^c	昭和 10(1935)	昭和 28(1953)	昭和 32(1957)	昭和 40(1965)・昭和 44(1969)	昭和 50(1975)	昭和 54(1979)・昭和 59(1984)・昭和 61(1986)	平成 3(1991)・平成 5(1993)・平成 9(1997)	平成 15(2003)
主な改正内容		・JAS5S として制定	・コンクリート標準調合法、コンクリート強度式等、調合強度の定め方、セメント強度の定め方、調合の管理等の見直し	・昭和 40: 全体構成、用語(土木との統一)、セメント・鉄筋の種類、骨材の品質・大きさ等、調合の強度補正方法等、型枠の存置期間等、鉄筋の曲げ加工及び継手・定着長さ等、かぶり厚さ決定の原則等、寒中コンクリートの諸規定、レディミクストコンクリートの諸規定、軽量コンクリートの諸規定(建設省通達対応)、試験の諸規定等の見直し ・昭和 44: JIS A5308(レデーミクストコンクリート)改正に伴う関連規定の見直し	・コンクリートの品質・材料・施工方法への級の導入、記述の簡略化、一部規定への性能規定・結果規定の導入	・昭和 54: JIS A5308 改正に伴う関連規定の見直し(「呼び強度」の導入等)、鉄筋 SD40・D51 の追加、鉄筋径の定義・定着長図の見直し、異形鉄筋の最小かぶり厚さ特例の廃止等 ・昭和 59: 昭和 56 年の建築基準法施行令改正への対応(設計基準強度の規定の見直し等)、混和材料 JIS 規格の採用等 ・昭和 61: 全体構成の見直し、「高耐久性コンクリート」の導入、コンクリート品質目標規定の見直し、コンクリート塩分総量規制の採用、骨材の科学的安定性留意規定の導入、調合方法・調合強度割増し・湿潤養生期間の見直し、仕上がり状態規定の明確化、かぶり厚さの 10mm 増加、構造体コンクリート圧縮強度検査供試体の採取・試験規定の見直し等	・平成 3: 建設省通達(アルカリ骨材反応指針、人工軽量骨材、エポキシ樹脂塗装鉄筋)への対応、JIS A5308 改正に伴う見直し(発注時スランプ・呼び強度の見直し、A・B の区分の導入等)、鉄鋼関連規定の SI 単位化等 ・平成 5: JIS A5308 改正に伴う見直し等 ・平成 9: 全体構成の見直し、「構造体及び部材の要求性能」規定の新設、基本仕様対象コンクリートの設計基準強度の 36N/mm ² までの拡大、60N/mm ² 超コンクリートへの試験等による性能確認の導入、耐久設計基準強度・品質基準強度の導入、コンクリートの製造・湿潤養生期間、鉄筋の加工・組立て、型枠、せき板存置期間、品質管理・検査等の諸規定の見直し	・建築基準法改正・RC 構造計算規程改正への対応(鉄筋の種類からの再生棒鋼の削除、鉄筋折曲げ形状・寸法及び鉄筋定着・重ね継手規定の変更)、建設省通達廃止への対応、再生骨材の追加、調合強度、型枠、高強度コンクリート等の諸規定の見直し

^{xiii} 学会計算規準の「部材の算定」の規定中の構造方法に関する規定、及び、計算規準において、その他の建築基準法施行令の構造方法規定及び構造材料、構造計算に関する基本的規定に相当する内容を定めている規定

^{xiiii} 表現は、同趣旨となる範囲で適宜簡略化・変更している。また、内容を伴わない改正(漢字・仮名使い等)は無視している。

^{xlv} 改正・追加された箇所はゴシック体とし下線を付す。削除部分は、取消し線を付して示す。

^{xlv} 参照したのは、「コンクリート及鉄筋コンクリート標準仕様書 鉄筋コンクリート構造計算規準 解説書」1935 建築学会(昭和 10 年 2 月 26 日発行)。以降の版の巻頭の説明によれば、構造計算規準自体は昭和 8 年(1933 年)に制定されている。1935 年版は、それに解説を加え、発行されたものである。同じ説明に「昭和 12 年(1937 年)6 月の市街地建築物法施行規則中強度計算の条項改正により、同 12 月改訂を加えたのをはじめ、逐次改訂を重ねた」とあるが、改訂内容は未確認

^{xlvi} 昭和 24 年に初版が、昭和 29 年に第 13 版が刊行された(巻頭の説明には、「昭和 22 年 11 月発表」とある)。今回参照したのは、その増補 4 版(表紙に昭和 29 年 5 月とあり、奥付に昭和 30 年 5 月 5 日とある)

^{xlvii} 参照したのは、昭和 34 年 3 月 10 日の 3 版

^{xlviii} 参照したのは、昭和 43 年 11 月 20 日の第 18 刷(この奥付は、第 1 版が昭和 24 年、第 2 版が昭和 29 年、第 3 版が昭和 33 年、第 4 版第 1 刷が昭和 37 年 11 月 10 日とされており、その第 18 刷である)

^{xlix} 参照したのは、昭和 46 年 7 月 20 日の第 1 版第 2 刷

^l 参照したのは、昭和 50 年 8 月 20 日の第 2 版第 1 刷

^{li} 昭和 54 年(1979 年)版では、関係部分の改定は行われていない

lii 普通コンクリートを含め、各コンクリート種別毎に細骨材・粗骨材の種類を指定（省略）

liii 9条に「許容地耐力度及び杭の耐力」の規定があるが、省略する。

liv 圧縮強度は、設計者が定め、試験方法は標準仕様書附5によることとされ、また、4週の値を標準とする、とされている。

lv **Fc**は4週圧縮強度

lvi 昭和28年12月5日付け建告第1467号(法38条に基づく告示)による場合の特例(特記なき部分は、学会規準による)

lvii **Fc**は4週圧縮強度

lviii 通常の場合、135、180、225の3種

lix **SS39・SSD39、SRB39・SRD39**

lx **SS49・SSD49、SRB49・SRD49**

lxi 「曲材上ば」とは、曲げ材においてその鉄筋の下に**30cm**以上のコンクリートが打込まれる水平鉄筋

lxii 昭和28年12月5日付け建告第1467号(法38条に基づく告示)による場合の特例(特記なき部分は、学会規準による)

lxiii **Fc**は4週圧縮強度

lxiv 通常の場合、135、180、225の3種

lxv **SS39・SSD39、SRB39・SRD39**

lxvi **SS49・SSD49、SRB49・SRD49**

lxvii 「曲材上ば」とは、曲げ材においてその鉄筋の下に**30cm**以上のコンクリートが打込まれる水平鉄筋

lxviii 解説に「純粋引張材あるいは曲げ材の引張側では引張強度は無視し、許容引張応力度は0とする」「特殊な場合、例えばサイロ・水タンクなどでコンクリートの引張強度を期待する場合は、本規準の適用範囲外である」との記述がある

lxix 16条（曲げ材の断面算定の基本仮定）には、「コンクリートの引張強度は無視」との記述があるが、許容引張応力度が0となり自明であるため、ここでは削除した

lxx 普通コンクリートの**Fc**の上限は規定されていないが、解説に、「実験でコンクリートの諸性質が確認されているのは**Fc**で**360kg/cm2**程度まで」「通常用いられているのは**Fc=120,150,180,210,240,270kg/cm2**の6種」との記述がある。また、適用範囲（1条）の解説に、「使用コンクリートの強度の上限は決めていないが、各種コンクリートに応じて許容応力度算定のときの上限は定めてあり（中略）断面計算図表は**Fc270kg/cm2**までを用意してある」「**Fc300kg/cm2**以上の高強度コンクリートについては、本会の材料施工指針が定まれば自動的に使えるように許容応力度式は整えられている」とある

lxxi 平成3年（1991年）版で改定

lxxii 平成3年（1991年）版で改定

lxxiii 軽微なものを除く

lxxiv はりその他支持物間のうちのり寸法

lxxv 軽微なものを除く旨の規定は削除された

lxxvi 不適用の場合、適当な計算・実験によってスラブに有害なたわみ・振動障害が生じないことを確認

lxxvii $\lambda =l_y/l_x$ 、**lx**は短辺有効スパン、**ly**は長辺有効スパン

lxxviii 片持スラブの厚さは、支持端を制限（その他は適当に低減可）

lxxix 昭和57年（1982）版で改定

lxxx **wp**は積載荷重と仕上荷重との和。その他注記は改定前と同じ

lxxxi **wp**は積載荷重と仕上荷重との和。その他注記は改定前と同じ

lxxxii 参照した原本では「以下」となっているが、ミスと思われる

lxxxiii かぶりコンクリートを含む

lxxxiv コンクリート全断面積に対する主筋全断面積の割合

lxxxv 継手・定着に関する事項のほか、配筋（径・間隔・被り）、はりの補助筋、床版の丈等の記載もあり

lxxxvi 規準本文には、付着応力度の算定式の規定があるのみ。解説に、定着・継手の所要長さの常用値や最小限長さ・余長、フックの要否（建築基準法施行令・告示の解説）、フック等の寸法等の記述あり

lxxxvii 別冊となった（内容は省略する）

lxxxviii 付着について、曲げ材の引張鉄筋の付着応力度の算定式及び算定断面位置から鉄筋端までの距離の算定式が、定着・継手について、鉄筋の定着長さ・継手重ね長さの算定式が、それぞれ規定されている（平成3年版まで同内容）

lxxxix 配筋詳細図は付19として再び掲載されているが、内容は省略する（以降同様とする）

xc 公称直径

xci 丸鋼では直径、異形鉄筋では呼び名数値

xcii 従来の曲げモーメント変化に対する局所付着応力による検定を廃止し、部材内で発生する鉄筋引張力をコンクリートに、又は鉄筋間で伝達することを確認する新たな算定式による方法が採用された（許容付着応力度も変更されている）

xciii 計算条件について規定があるが省略

xciv **d_b**は、異形鉄筋の呼び名の数値

xcv 具体的には表で与えられているが、省略

xcvi 丸鋼では直径、異形鉄筋では呼び名数値

xcvii 示された値よりも小さい内法直径としてよい場合の注記があるが、省略する

xcviii 開口部周囲のはり・柱・はりのあばら筋・柱の帯筋が、それぞれの規定に従う旨の規定あり（省略）

xcix 主筋ではなく、補助筋の表面からの数値となった。解説に、耐火・耐久・鉄筋付着の3点を考慮して定める旨明記された

c 参考として、標準仕様書の主な改正内容を示す

付表 10 学会 RC 計算規準と建築基準法施行令の構造方法規定（基本的部分^{ci}）の比較

項目	学会 RC 計算規準(1991)の内容	該当する建築基準法施行令の規定
床スラブ ^{cii} (13条)	・厚さは、同規準表 8 に示す式による値以上かつ 8cm 以上（従わない場合は、計算または実験によって有害なたわみなどが生じないことを確認）	・有効張り間長さの 1/40 以上かつ 8cm 以上（令第 82 条第 4 号の計算で適用除外）
	・小梁付きの場合、小梁に十分な曲げ剛性を確保	（規定なし）
	・引張鉄筋は、径 9mm 以上の丸鋼、D10 以上の異形鉄筋または鉄線径 6mm 以上の溶接金網とする	（規定なし）
	・引張鉄筋の間隔は、正負最大曲げモーメントを受ける部分にあつては、短辺方向 20cm 以下、長辺方向 30cm かつスラブ厚さの 3 倍以下（径 9mm 未満の溶接金網ではそれぞれ 15cm、20cm 以下）	・最大曲げモーメントを受ける部分の引張鉄筋の間隔は、短辺方向 20cm 以下、長辺方向 30cm かつ床版の厚さの 3 倍以下（令第 82 条第 4 号の計算で適用除外）
	・鉄筋全断面積のコンクリート全断面積に対する割合は 0.2% 以上	（規定なし）
梁（14条、16条）	・長期荷重時に正負最大曲げモーメントを受ける部分の引張鉄筋断面積は、 $0.004bd$ または存在応力による必要量の 3/4 以上	（規定なし）
	・主要な梁は、複筋梁とする	・複筋ばりとする
	・主筋は、径 13mm 以上の丸鋼または D13 以上の異形鉄筋とする	（規定なし）
	・主筋のあきは、特別な場合を除き 2.5cm 以上、かつ、直径または呼び名の数値の 1.5 倍以上	（規定なし）
	・主筋の配置は、特別な場合を除き 2 段以下	（規定なし）
	・あばら筋は、軽微な場合を除き、径 9mm 以上の丸鋼または D10 以上の異形鉄筋とする	（規定なし）
	・あばら筋の間隔は、径 9mm の丸鋼または D10 の異形鉄筋を用いる場合、 $1/2 \cdot D$ 以下、かつ、25cm 以下（その他の鉄筋の場合、25cm を適当に増大可）	・あばら筋をはりの丈の 3/4 以下の間隔で配置する
	・あばら筋比は 0.2% 以上	（規定なし）
	・あばら筋は、引張・圧縮鉄筋を包含し、主筋内部のコンクリートを十分に拘束するよう配置し、末端は 135° 以上に曲げて定着または相互に溶接する	（規定なし）
・折曲げ筋が材軸となす角度は 30° 以上	（規定なし）	
柱（15条、16条）	・最小径と主要支点間距離の比は、1/15 以上（または、柱の有効細長比を考慮した計算により構造耐力上安全が確かめる）	・小径は、主要な支点間距離の 1/15 以上
	・主筋全断面積のコンクリート全断面積に対する割合は 0.8% 以上（コンクリート断面積を必要以上に増大した場合、減少可）	・主筋の断面積の和は、コンクリートの断面積の 0.8% 以上
	・主筋は、径 13mm 以上の丸鋼または D13 以上の異形鉄筋、かつ、4 本以上とする	・主筋は、4 本以上とする
	・主筋は帯筋により相互に緊結する	・主筋は、帯筋と緊結する
	・主筋のあきは、特別な場合を除き 2.5cm 以上、かつ、直径または呼び名の数値の 1.5 倍以上	（規定なし）
	・帯筋は、軽微な場合・らせん筋の場合を除き、径 9mm 以上の丸鋼または D10 以上の異形鉄筋とする	・帯筋の径は、6mm 以上
・帯筋の間隔は、径 9mm の丸鋼または D10 の異形鉄筋を用いる場合、10cm 以下（柱上下端より最大径の 1.5 倍の範囲外では、1.5 倍まで増大可。径の大きい鉄筋を用いるなどの場合、20cm を超えない範囲で増大可）	・帯筋の間隔は、15cm（横架材から柱の小径の 2 倍以内の距離にある部分は 10cm）以下、かつ、最も細い主筋径の 15 倍以下	

	<ul style="list-style-type: none"> ・帯筋比は0.2%以上 ・帯筋は、主筋を包含し、主筋内部のコンクリートを十分に拘束するよう配置し、末端は135°以上に曲げて定着する（せん断力が特に増大するおそれがある柱には、閉鎖形帯筋の配置などに努めることが望まれる） 	<ul style="list-style-type: none"> ・帯筋比は0.2%以上 （規定なし）
付着・定着および継手（17条）	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄筋の継手は、部材応力および鉄筋応力の小さい個所に設けることを原則とする 	（規定なし）
	<ul style="list-style-type: none"> ・定着および継手の最小限長さは、同規準表10による（床スラブ・屋根スラブおよび小梁の下端筋の定着長さの例外あり） 	<ul style="list-style-type: none"> ・主筋および耐力壁の鉄筋の継手の重ね長さは、引張力の最も小さい部分にあっては主筋等の径の25倍、その他の部分にあっては40倍以上
	<ul style="list-style-type: none"> ・径28mm以上の丸鋼またはD29以上の異形鉄筋においては、通常の場合は重ね継手を用いない ・鉄筋の末端にはフックを付ける。ただし、異形鉄筋では、柱・梁（基礎梁を除く）の出隅部分および煙突を除きフックを付けなくてよい ・フックの内法半径などはJASS5による 	<ul style="list-style-type: none"> （規定なし） ・鉄筋の末端はかぎ状に折り曲げてコンクリートから抜け出ないように定着する。ただし、異形鉄筋では、柱・梁（基礎梁を除く）の出隅部分および煙突を除き折り曲げなくてよい （内法半径などは規定なし）
	<ul style="list-style-type: none"> ・溶接金網の重ね継手・定着長さは、横筋間隔に5cmを加えた長さ以上、かつ、15cm以上 	（規定なし）
耐震壁（18条）	<ul style="list-style-type: none"> ・壁板の厚さは12cm以上、かつ内法高さの1/30以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・厚さは12cm以上
	<ul style="list-style-type: none"> ・壁板のせん断補強筋比は、直交する各方向それぞれ0.25%以上 	（規定なし）
	<ul style="list-style-type: none"> ・壁板の厚さが20cm以上の場合、壁筋を複筋配置とする 	（規定なし）
	<ul style="list-style-type: none"> ・壁筋は、径9mm以上の丸鋼、D10以上の異形鉄筋または素線径6mm以上の溶接金網とし、壁の見付け面に関する間隔は30cm（千鳥状に複配筋とする場合は45cm）以下とする 	<ul style="list-style-type: none"> ・径9mm以上の鉄筋を縦横に30cm（複配筋の場合は45cm）以下の間隔で配置する（平家建の場合、5cmを加えた数値でよい）
	<ul style="list-style-type: none"> ・開口周囲の補強筋は、径13mm以上の丸鋼またはD13以上の異形鉄筋とする 	<ul style="list-style-type: none"> ・開口部周囲に径12mm以上の補強筋を配置する
	<ul style="list-style-type: none"> ・壁板周辺の梁（スラブ部分を除く）の主筋全断面積のコンクリート全断面積に対する割合は0.8%以上 ・壁板に開口がある場合、周辺の梁および柱の設計にあたっては、適当な靱性が確保できるよう特に配慮する 	<ul style="list-style-type: none"> （規定なし） （規定なし）
鉄筋のかぶり厚さ（20条）	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さはJASS5による。ただし、梁および柱の主筋に異形鉄筋を用いる場合は、主筋の呼び名の数値の1.5倍以上であることが望ましい 	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さは、壁・床は2cm以上、耐力壁・柱・はりは3cm以上、直接土に接する壁などや布基礎の立ち上がり部分は4cm以上、基礎は6cm以上

ci 軽量コンクリートの場合の規定は省略する。

cii 学会RC計算規準には11条としてフラットスラブの規定があるが、建築基準法施行令には対応する規定がないため、省略している。

付表 11 学会 JASS5 と建築基準法施行令の構造方法規定等^{ciii}（基本的部分^{civ}）の比較

項目	学会 JASS5(2003)の内容	該当する建築基準法施行令等の規定
コンクリートの種類および品質 (3 節)	・構造体コンクリートの耐火性	・骨材による耐火性
	・設計基準強度 (数値) ^{cv} 、耐久設計基準強度 (数値)、品質基準強度 (設計基準強度等との関係式)	・最低強度 (数値) ^{cvi}
	・気乾単位容積質量 (数値)、ワーカビリティ ^v 、スランプ (数値)、ヤング係数 (設計要求値との関係)	・スランプ (数値)
	・構造体コンクリートの強度 (品質基準強度との関係)	・強度 (設計基準強度との関係) ・強度 (呼び強度との関係)
	・塩化物量 (数値)、アルカリ骨材反応対策 ・各種劣化外力対策	・骨材、水、混和材料の防錆のための含有禁止物 ・骨材による耐久性 ・塩化物含有量 (数値) ・アルカリシリカ反応抑制対策 (JIS 附属書)
コンクリート材料 (4 節)	・セメントの品質 (JIS 規格)	・セメントの種類 (JIS 規格)
	・骨材の含有禁止物、耐火性・耐久性、粗骨材の最大寸法 (鉄筋のあき等との関係、数値)、砂利・砂の品質 (各種品質特性の数値)、碎石・砕砂の品質 (JIS 規格)	・骨材の含有禁止物、大きさ (鉄筋の間隔等との関係)、粒度・粒形、骨材による強度・耐久性・耐火性 ・骨材の種類 (JIS 附属書。成分、砂利・砂の品質、碎石・砕砂の品質を含む)、粗骨材の最大寸法 (数値)
	・練混ぜ水の品質 (JIS 規格)	・練混ぜ水の品質 (JIS 附属書)
	・混和剤の品質 (JIS 規格)、混和材の品質 (JIS 規格)	・混和材料の含有禁止物 ・混和材料の種類 (JIS 規格)
調合 (5 節)	・計画調合方法、強度管理材齢 (数値)、供試体の養生方法	・調合の方法、強度管理材齢 (数値)、供試体の養生方法
	・調合強度 (品質基準強度、気温による強度補正值等との関係式)	(規定なし)
	・スランプ (数値)、水セメント比 (数値)、単位水量 (数値)、単位セメント量 (数値)、細骨材率、空気量 (数値)、混和材料の使用量、	・スランプ (数値)、空気量 (数値)
発注・製造および受入れ (6 節)	・使用コンクリートの種類 (JIS 規格)	・使用コンクリートの JIS 指定
	・レディーミクストコンクリート工場の選定	
	・レディーミクストコンクリートの製造設備 (JIS 規格)、材料の計量・練混ぜ (JIS 規格)、輸送、品質管理・検査 (JIS 規格)	・製造設備、材料の計量、練混ぜ、品質管理
	・工事現場練りコンクリートの製造	(規定なし)
運搬および打込み・締固め (7 節)	・受入れ	・報告の方法
	・コンクリートの運搬機器、練混ぜから打込みまでの時間 (数値)、加水禁止、コンクリートポンプ・バケット・シュートの使用方法 (一部数値)	・運搬車、練混ぜからの運搬時間 (数値)
	・打継ぎ部の位置・形状、打継ぎ部の処理方法	(規定なし)
養生 (8 節)	・打込み・締固めの方法 (一部数値)	(規定なし)
	・湿潤養生の方法 (一部数値)	・乾燥からの保護

	・養生温度（一部数値）	・養生温度（数値）
	・振動・外力からの保護（一部数値）	・震動からの保護
コンクリートの仕上がり（9節）	・部材位置・断面寸法の許容差（一部数値）	（規定なし）
	・表面の仕上がり状態（一部数値）	（規定なし）
かぶり厚さ（10節）	・施工図の作成	（規定なし）
	・設計かぶり厚さ（数値）	・かぶり厚さ（数値）
	・最小かぶり厚さ（数値）、かぶり厚さの許容差（数値）	（規定なし）
鉄筋の加工および組立て（11節）	・主筋への異形鉄筋の使用、鉄筋の継手の種類、鉄筋の組立ての方法、施工図の作成	（規定なし）
	・鉄筋・溶接金網の種類（JIS規格）	・構造耐力上主要な部分の鉄筋の品質（JIS規格）
	・曲がり・損傷の禁止、切断方法、加工寸法の許容差（数値）、折曲げの方法、折曲げの形状・寸法（数値）、フックの設置	・フックの設置
	・鉄筋・溶接金網の取扱い・貯蔵方法、鉄筋の清掃方法	（規定なし）
	・鉄筋の組立て方法、バーサポート・スペーサー等の材質・配置等（一部数値）	（規定なし）
	・鉄筋相互のあき（数値）	（規定なし）
	・直組み鉄筋の配筋方法	（規定なし）
	・先組み鉄筋の配筋・組立て等の方法	（規定なし）
	・鉄筋の継手の位置・定着の方法（一部数値）、鉄筋の定着の長さ・方法（一部数値）	・はりの引張鉄筋の定着長さ（数値）
	・鉄筋の重ね継手の長さ（数値）、重ね継手の方法（一部数値）	・主筋等の継手の重ね長さ（数値）
	・ガス圧接継手の施工方法等（一部数値）	・圧接継手の構造方法（一部数値）
	・機械式継手・溶接継手・圧着継手の施工方法等（一部数値）	・溶接継手および機械式継手の構造方法（一部数値および式）
型枠（12節）	・型枠工事の施工計画書の作成	（規定なし）
	・せき板の材料・種類（一部JIS規格）	（規定なし）
	・支保工の材料・種類（一部JIS規格）	（規定なし）
	・締付け金物・はく離剤の種類	（規定なし）
	・型枠の設計の方法	（規定なし）
	・型枠の構造計算の方法（一部数値）	（規定なし）
	・型枠の加工・組立ての方法	（規定なし）
	・型枠の存置期間（一部数値）	・せき板・支柱の存置期間（数値）
	・支柱の盛替えの禁止	・支柱の盛りかえの方法
	・型枠の取外しの方法	
品質管理・検査（13節）	・品質管理責任者の設置	・レディーミクストコンクリートの品質管理の義務付け
	・試験機関の選定の方法	（規定なし）

・使用材料（レディーミクストコンクリートのセメント・骨材・練混ぜ水・混和材料、鉄筋・溶接金網）の試験・検査・確認の方法	（規定なし）
・使用するコンクリートの品質管理・検査の方法（一部 JIS 規格・数値）	・スランプ・空気量・塩化物含有量・容積の試験・検査の方法
・コンクリート工事における品質管理の方法	（規定なし）
・鉄筋工事における品質管理・検査の方法（一部数値）	（規定なし）
・型枠工事の品質管理・検査	（規定なし）
・構造体コンクリートの仕上がり・かぶり厚さの検査の方法	（規定なし）
・構造体コンクリート強度の検査の方法（一部数値）	・コンクリートの強度試験の方法（JIS 規格）

ciii 建築基準法第 37 条に基づき適合が要求される JIS A5308 の規定を含む（イタリック体で表記）。

civ JASS5 における構造安全性能の確保に直接的に資すると考えられる規定のうち、構造方法に関する要求（必須または標準として規定されている事項のほか、特記のない場合に適用されるものを含む）と考えられるものを対象とする。複数の規定により同趣旨の要求がなされている場合、一方（定性的記述による要求と、その他の記述による要求がなされている場合は、前者）を省略する。また、特殊コンクリート（JASS5 の 14 節（寒中コンクリート）以降の規定）や、その他の特殊な条件に係る規定は除くものとする。

cv この表における括弧書きは、規定の記述の種類を示す。括弧のないものは、定性的記述である。

cvi JIS A5308 に呼び強度の数値によるレディーミクストコンクリートの種類の規定があるが、法第 37 条の「品質」に該当しないため、適合すべき規定ではないとされている。